

令和5年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和5年9月4日（月曜日）

議事日程第1号

令和5年9月4日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第56号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第57号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第58号 八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第59号 八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第60号 令和5年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第9 議案第61号 令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第62号 令和5年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号審）
- 第11 議案第63号 令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 発議第6号 決算特別委員会の設置について
- 第13 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第14 議案第64号 令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第65号 令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第66号 令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第67号 令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 第18 議案第68号 令和4年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第69号 令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第70号 令和4年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第71号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計決算認定及び剰余金の処分について
- 第22 議案第72号 令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第23 陳情第4号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	堀内満也	副町長	田村正
教育長	鈴木洋一	総務課長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内章	産業振興課長	山本望
農林振興課長	堀内和人	建設課長	浅田善孝
農業委員会事務局長	内山直光	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	工藤善美

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、朝早くから大変ご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

これより令和5年9月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月29日、議会運営委員会を開催し、8月10日付けで議長から諮問のあった令和5年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する議事事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から15日までの12日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日から15日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から15日までの12日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

だきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和5年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、7月14日からの大雨についてであります。

東北地方に停滞した梅雨前線の影響により、本町において24時間降水量が観測史上最大となるなど、道路の崩落や河川の氾濫に加え、家屋浸水が発生したほか、水道施設の被災により峰浜地区において断水するなど、町民生活に甚大な影響があったところであります。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、床上浸水3世帯、床下浸水20世帯があったほか、公共土木施設や農地、農業用施設等の被害額は、28億円以上となっております。

被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

町では、大雨に関する気象情報を受け、事前に幹部職員による災害対策の打合せを行い、14日午後5時に「災害対策連絡部」を設置し情報収集に当たっておりましたが、大雨警報や土砂災害警戒情報が発令されたことに加え、町内の河川の水位の状況を踏まえ、「災害対策本部」に改組の上、全町に避難指示を発令いたしました。

また、ファガスや峰栄館、岩館生活改善センター等の避難所には、延べ28世帯47名が避難したところでありますが、今後も前例のない記録的な大雨が予想される場合、早い段階から情報収集や警戒体制を整え、防災行政無線やホームページ、町公式LINEなどの情報システムを活用し、迅速で安全な避難誘導に努めてまいります。

このたびの災害を受け、私が立ち会いのもと、7月19日に佐竹知事に被災状況の調査をしていただいたほか、24日には石井国土交通副大臣と金田勝年衆議院議員、さらには進藤金日子参議院議員や若松謙維参議院議員にもご視察いただき、被災状況の説明と激甚災害の指定及び財政支援を強く求めたところであります。

応急対応や復旧活動について、自衛隊や国土交通省、農林水産省、秋田県や県内外の自治体、地元建設業協会等から多大なご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

とともに、復旧に向け、引き続き、ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、公共土木施設の被害の概要について申し上げます。

町道では、25路線・75か所で道路崩落や路肩決壊等が発生したほか、河川では、13河川・56か所において護岸の決壊や土砂等の堆積が確認されております。

特に、世界自然遺産「白神山地」へ繋がる町道白神二ツ森線では、31か所の被害が確認されたほか、町道水沢ダム線では大規模な道路崩落があり、両路線では現在も通行止めが続いております。

今後は、国や県と協議を進め、公共土木施設災害復旧事業等を活用しながら、水道施設を含めた被災施設の早期復旧に全力で取り組んでまいります。

次に、農林業の被害の概要について申し上げます。

現時点において、水田への土砂流入等が30ha、水路の決壊・土砂流入が約7.7km、農道の損壊が18か所、林道の被害が38か所、その他施設等が9件となっております。

特に、用水路の決壊や土砂の流入により、出穂期から開花期の最も用水を必要とする時期に水が供給できない状況に加え、大雨以降、ほとんど降雨が確認されていないことを踏まえると、今後の収穫への影響は相当大きいものと考えております。

今後は、災害復旧事業により被災施設の早期復旧に取り組むとともに、国や県、JA等の関係機関等との連携を強化してまいります。

いずれにいたしましても、このたびの災害は、多くの町民が経験したことのない大災害であります。豪雨がもたらした被害はあまりにも甚大であります。しっかりと前を向いて、一日も早く元の生活を取り戻すことができますよう、役場職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、7月25日に発生した住宅火災について申し上げます。

25日の午後4時頃に石川地区の民家から出火があり、住宅と敷地内の倉庫の2棟を全焼する火災がありました。

八峰、能代両消防署からは、タンク車など8台が出動したほか、町消防団も消火に当たり、隣接する住宅への延焼を防ぎ、約2時間30分後に鎮火いたしました。

被災された方に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

このたびの火災では、地元消防団がいち早く駆けつけ、初期消火を行ったことが延焼

防止につながったとのことであり、日頃の訓練の成果が発揮されたものと考えております。

今後も、消防等の関係機関と連携しながら、町民の防火意識の向上に努めてまいります。

次に、8月14日に峰栄館にて開催いたしました「二十歳を祝う会」についてであります。今年度の対象者は64名で、うち51名に出席いただきました。

式典では、代表者から「今後の困難や挫折を乗り越えていくとともに、故郷八峰町への誇りと感謝を忘れず、更なる成長のため努力する」といった力強い誓いの言葉があり、頼もしく立派な新成人の姿を拝見し、私も大変誇らしく思うとともに、現在実施している「ふるさと教育」の重要性を実感したところであります。

式典の開催に当たり、企画や運営等でご尽力賜りました実行委員の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

次に、8月18日に峰栄館において開催いたしました「戦没者追悼式」についてであります。

式典には、ご遺族やご来賓など36名の皆様にご臨席を賜り、先の大戦で犠牲となりました方々に追悼の意を表し、平和を守っていくことをお誓いいたしました。

今年は、終戦から78年となりますが、戦争を知らない世代が多くなっていく中で、不戦の決意を新たに、平和の尊さを次の世代に語り継いでいかなければならないことを再認識したところであります。

次に、8月19日に留山において開催いたしました、白神山地世界遺産登録30周年記念イベント「留山”森の音”物語」についてであります。

このイベントは、白神ネイチャー協会等の関係団体と実行委員会を組織し、7月から11月までの期間で、トレッキングとミニコンサートを実施することとしております。

当日は、県内外から22名が参加し、留山のブナ林トレッキングを楽しんだほか、ブナの巨木の前で、歌やトランペットの演奏に耳を傾け、白神の癒しを体験していただきました。

運営に当たられた実行委員会の皆様のご労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

次に、8月22日から25日まで台湾で行われたトップセールスについてであります。

この事業は、今年12月から秋田空港に台湾とのチャーター便が就航することを契機に、

県産品や観光コンテンツのPRのため、県が企画した事業であり、私も知事や市町村長、商工会等の関係者と一緒に参加してまいりました。

台湾では、航空会社のタイガーエアやスタートラベルなどの旅行代理店に加え、本町と関わりの深い龍角散の代理店など多くの関係者の皆様と意見交換を行い、町といたしましても、農産品の輸出や観光客の誘致等において様々なチャンスがあると感じたところであります。

今後は、チャーター便の就航期間が今年12月から来年3月までとなっていることを踏まえ、冬期のインバウンド獲得について、観光協会や商工会等と連携し、課題を整理しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、9月2日にファガスにおいて開催いたしました「敬老式」についてであります。

今年度の対象者は、初養老や傘寿、米寿など385名であり、当日は67名が出席し、神事と式典を行ったところであります。

いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、心からのお祝いと一層のご長寿をご祈念申し上げます。

次に、プレミアム付き商品券発行事業についてであります。

今年は、地域経済の活性化や個人消費の拡大を図ることに加え、燃油高騰対策の一つとして「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金」を活用し、額面1万3,000円の商品券を1セット1万円で7,000セットを販売しているところであります。

8月9日から販売を開始し、既に完売となっており、例年どおり好調な売れ行きとなりました。

次に、全国学力・学習調査状況についてであります。

本県は、小学6年生、中学3年生ともに全国トップ級の成績でありましたが、本町の状況は、県平均を100とした場合、小学6年生は109、中学3年生は105と県平均を上回る良好な結果でありました。

今後は、調査結果から明らかになった課題に対し、教育委員会や学校等が連携し、具体的な対応策を考えながら授業改善に取り組むなど、児童生徒の良さを一層伸ばしてまいります。

次に、スポーツ少年団活動についてであります。

6月24日に潟上市で開催された高円宮賜杯第43回全日本学童軟式野球秋田大会に、八峰グローリーズが出場いたしました。

当日は、私と教育長も球場で応援したところではありますが、大会の開幕戦からの登場で子どもたちにも緊張があり、残念ながら初戦突破とはなりませんでした。

しかしながら、7月30日に行われた第21回 J A 共済学童野球大会秋田やまもと地区予選では見事勝利し、9月30日から秋田市で開催される全県大会への切符を手にしております。

また、峰浜バスケットボールクラブは、7月に由利本荘市で行われた第36回秋田県ミニバスケットボール夏季大会に出場し、準優勝の快挙を成し遂げました。

準決勝を圧勝し、決勝でも第3クォータ終了時点でリードしておりましたが、最終クォータで逆転を許し、惜しくも頂点には届きませんでした。

両チームとも、この経験を生かし、さらに成長されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第56号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、旅館業法の一部改正に伴う参照条項を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第57号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例制定については、子ども家庭庁の設置に伴う省令改正に対応するため、条例改正しようとするものであります。

議案第58号、八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例制定については、子ども家庭庁の設置に伴う内閣府令改正に対応するため、条例改正しようとするものであります。

議案第59号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例制定については、子ども家庭庁から新たに実施通知が発出されたことに伴い、従前の通知との変更点に対応するため、条例改正しようとするものであります。

議案第60号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、23億7,007万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を97億5,936万1,000円とするもので、主な歳出は、災害復旧費の追加などとなっております。

議案第61号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、9,977万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億8,163万6,000円とするもので、主な歳出は、前年度国庫支出金の精算に伴う返還金の追加などとなっております。

議案第62号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、708万

7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3,093万4,000円とするもので、主な歳出は、自治会等への交付金の追加などとなっております。

議案第63号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の予定額に5,356万1,000円を追加して、収益的収入及び支出の予定額を3億3,345万5,000円とするほか、資本的収入及び支出の予定額に2,300万円を追加して、資本的収入の予定額を2億5,660万4,000円に、資本的支出の予定額を3億996万5,000円とするもので、内容は、職員給与費の追加並びに八森、沢目及び埴地区導水管等災害復旧工事費の追加であります。

議案第64号、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和4年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第65号から議案第70号までの各案件は、令和4年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第71号及び議案第72号は、令和4年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

報告第8号は、令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は17議案で、報告件数は1件であります。

なお、欄干橋橋梁補修工事契約締結及び旧八森小学校解体工事契約締結につきましては、今定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第56号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を

図るための旅館業法等の一部を改正する法律による旅館業法の一部改正により、権限を受けている当町においても旅館業法施行条例の一部改正に鑑み、八峰町手数料条例の一部を改正するものでございます。

次のページは条例の改正文でございますが、ご説明につきましては、別に提出しております新旧対照表をご覧ください。

2ページになっておりますが、2ページ目、次のページをご覧ください。

条例改正を要する箇所は、県から権限移譲を受けている旅館業法に関する事務についてでございます。法律改正に伴い、町条例において参照している県条例の規定が改正されたことから、これに倣い、条例の文言について改正するものでございます。

なお、新旧対照表にありますとおり、手数料の額の改正はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第57号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

八峰町長 堀内 満也

提案理由であります。こども家庭庁の設置により、「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」が定められ、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

次のページに別紙となっております。掲載してありますので、ご覧願います。ご確認願います。

タブレットに掲示している別紙資料をご覧願います。よろしいでしょうか。

概要については、令和5年4月1日のこども家庭庁の設置に伴う省令の一部改正に伴い、条例を一部改正するものであり、先ほどの提案理由の内容でありますので朗読は省略いたします。

次に、主な改正内容と理由についてご説明いたします。

1つ目は、第26条の改正であります。こども家庭庁の設置による所管替えに伴う改正であり、第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

2つ目は、44条第10号中、エの部分の改正であります。「建築基準法施行令」の次に記載されている括弧書きの「昭和25年政令第338号」の部分が法令条文中2回目の引用であり、必要ないため削除するものであります。

3つ目は、附則の改正であります。第3条中「第7条第1項本文」を「第7条本文」に改めるものであります。引用先の条が1項のみの条であるため、第1項の記載を削除するものです。

施行日につきましては、改正の内容が条例の効力に影響がないものであるため、公布の日とします。

なお、新旧対照表をタブレットに掲示してありますので、現行・改正後のそれぞれ下線分がある箇所について改正をしておりますので、併せてご確認願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 児童福祉法の中の保育所、32条、39条とかこういうところは、

厚生大臣の、いろいろなものが厚生大臣の任命とか厚生大臣になってるんですけども、これが全て内閣総理大臣、内閣府の扱いになるとすれば、八峰町の場合、福祉から業務が外れるっていうことになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと時間」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

.....

午前10時31分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ただいま山内課長がご説明したものにつきましては、家庭的保育事業の条例の改正でございます。で、見上議員のご質問の厚労省、それから厚労省から総理大臣、こういったものに関しましては、上位の条例、法律等が変わりますと、それに合わせた形でこちらの方が変わりますが、実際役場の職務といたしましては、実情に応じまして福祉保健課、教育委員会で分担することになると思われまます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、この条例に反対をいたします。

政府提出のこども家庭庁と、それから自民・公明提出のこども基本法が、自民・公明、国民新党で賛成で可決されました。しかし、子どもの置かれている現状は大変深刻です。子どもの貧困率は7人に1人と言われていています。虐待や貧困で苦しむだけではなく、ユニセフの調べでは、OECD38か国の中で子どもの幸福度は20番目、生活満足度は37番目と大変低くなっております。国連の子ども権利条約に批准して30年になりますが、4原則を軽視して現行の体制を変えないでいます。国連の権利委員会からは度重なる勧告を受けています。子どもの権利条約には、子育てへの公的支援を拡充することが求めら

れております。

そもそも当初自民党の党内から出されたこども家庭庁は、家庭とは虐待を受けている子どもにとっては毎日生きてくことに必死な戦場であることから、家庭を子どもを守ることはできないことから省いてこども庁になり、再び党内から子どもの養育の基本理税は家庭を基本とすることを明記し、公明、旧民主党議員の賛成を得たもので変更されております。これは大変重大なことです。

今回の改正で、こども家庭庁設置法は厚生大臣から内閣総理大臣に改められましたが、根本問題に手をつけず、組織いじりをするだけです。これでは子どもの権利侵害を解決することはできません。

以上のことから、児童福祉法、乳幼児保育は総理大臣管轄で、本当の意味の福祉ができるのか疑問であります。

また、児童福祉法19条の中に書かれてますけれども、内閣総理大臣は前項第2号の、まあ前文あるんですけれども、内閣府を定め、また変更するときは、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならない、こういう大変複雑なものになっております。

学童は文科、文部科学省、以上のことから、主にまんなか世代社会を目指すとしながらも、子ども政策が分散することに矛盾が生じてくると思います。これは地方にとって意義あるものではないと思いますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第58号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由であります。こども家庭庁の設置により、「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令」が定められ、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことにより所要の改正を行うものであります。

なお、改正された箇所については、別紙について別紙のとおり次ページに掲載されておりますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

それで、タブレットに掲示してある別紙説明資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

概要については、本議案についても、令和5年4月1日のこども家庭庁の設置に伴う省令の一部改正に伴い、条例を一部改正するものであり、先ほどの提案理由の内容のとおりでありますので朗読は省略いたします。

次に、主な改正内容と理由についてご説明いたします。

1つ目は、第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に。

2つ目は、第37条第1項中「同省令」を「同令」に。

3つ目は、第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

以上につきましては、こども家庭庁設置に伴う所管替えによる改正となります。

4つ目は、表現の修正として、第48条中「の定員」を削除するものであります。

5つ目は、引用先の修正として、第51条第3項中「と、「教育・保育給付認定に基づき」を「と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき」に改めるものであります。

施行日につきましては、改正の内容が条例の効力に影響がないものであるため、公布の日とします。

なお、新旧対照表をタブレットに掲示してありますので、現行・改正後のそれぞれ下線部がある箇所について改正をしておりますので、併せてご確認願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認して下さるよう、何とぞよろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 58号に反対をいたします。

子どもを預る条件が働く保護者や病気を理由にしたものから基準を拡大して、家庭の事情により入所することができる、これには賛同いたしますけれども、57条と同じく、こども家庭庁がそもそも子どもの置かれている現状を大きく変えず、厚生大臣から内閣総理大臣に変えただけです。

例えば、児童福祉法の設置基準の3、3歳、4歳、5歳児の保育士1人当たりの定員は、昭和23年から変わっておりません。5歳児は30人、こういう状態では諸外国には例がありません。まずこういうことを変えていくことが先決であると思いますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由であります。令和5年度における放課後児童健全育成事業の実施にあたり、厚生労働省通知が廃止され、こども家庭庁として新たに実施要綱が発出された。この通知の内容を踏まえ、「放課後児童健全育成事業」における職員要件（研修修了予定者）の内容について所要の改正を行うものであります。

別紙については、次のページに載っておりますのでご確認願います。

タブレットに掲示している別紙説明資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

概要については、条例の一部改正であり、先ほどの提案理由の内容でありますので朗読は省略いたします。

改正内容につきましてご説明いたします。

今回の附則、括弧、職員の経過措置、附則第3項（第9条第3項）の規定の適用についての改正により、研修修了予定者について2年間の研修修了期限は課されるもの、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなし、措置自体は当分の間有効となります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

なお、新旧対照表をタブレットに掲示しておりますので、現行・改正後のそれぞれ下線部のある箇所について改正をしておりますので、併せてご確認願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認して下さるよう、何とぞよろしくお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。
- 11番（山本優人君） 現在の支援員の数と、これから研修予定者っていう人数、これを報告してください。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山内学校教育課長。
- 学校教育課長（山内章君） 山本議員の質問にお答えいたします。

現時点で支援員の人数は、八森児童クラブ3人、峰浜児童クラブ4人です。

なお、現在、当町の放課後児童クラブの支援員については、全員、認定資格研修修了者となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 伺います。

まあそこに勤め始めてから研修を受ける予約、予定者が2年以内に資格を取るということだと思えるんですけども、実際その働きながら資格を取るのに、まあ放課後児童クラブは2時半頃から始まるんですか、働きながらその資格を取るのにどういうふうな配慮をして、これは全面的に町の負担で行われているのか。会場は秋田市の方で行われるとか、本当に資格を取りやすい状況になってるのかどうかというのをちょっと伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 見上議員の質問にお答えします。

後段の方から。期間は、期間っていうか場所はそれぞれありまして、中央地区とか北部地区とか県南地区の3つに分かれております。まず、うちの方は北部地区なので、期間の方は8月31から11月9日までの形で、県近の方で会場をどこだ……会場は県北地区の会場で、あくまでもこう受けやすい近いところとかっていう形で、3つに分けた形で対応しているところでございます。県の方でも日程の方工夫して、日付をこう4日間に、あ、4日間に、8日間か、8日間に分けており、小刻みでこう研修を受けていくような形で、まず8日間の設けた中で、全部その年にできなくても2年間にわたってできるような形で対応っておりますので、まず支援員の方もそれぞれ峰浜4人、八森3人とおりますが、全体で通した形で放課後児童クラブの方の運営に支障がないような形で体制を整えて対応しているところでございます。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。55分より再開をいたします。

午前10時49分 休 憩

.....
午前10時55分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第60号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第60号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億7,007万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,936万1,000円とするものでございます。

改正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の変更で、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

令和5年9月4日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

定住促進用住宅借上げにかかる債務負担行為の限度額を変更するもので、補正前の限度額285万円に275万円を追加し、補正後の限度額を560万円にするものでございます。

これは、定住促進用住宅の借上げを募集したところ、当初1棟分を見込んでおりましたが、予算の範囲内で2棟改修できる見込みであることから、1棟分の借上料を追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。

7月の豪雨災害にかかる災害復旧費の充当財源として、農地・農業用施設災害復旧事業債の限度額に6億6,060万円を追加し、補正後の限度額を6億9,300万円に変更するものと、それから公共土木施設災害復旧事業債の限度額に2億3,550万円を追加し、補正後の限度額を2億6,070万円とするものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

7ページ・8ページをお開きください。

まず歳入でございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、令和4年度の事業費確定により過年度分として低所得者介護保険料軽減負担金13万4,000円を追加するものでございます。

3目災害復旧事業費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、町道及び河川、橋梁の災害復旧にかかる国庫負担金として4億6,690万円を追加するものでございます。

2節農林水産施設災害復旧費負担金につきましては、農地及び農道、水路等の災害復旧にかかる国庫負担金として7億3,400万円を追加するものでございます。

次に、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、歳出に移動支援事業委託料を追加計上したことに伴い、地域生活支援事業費等補助金169万1,000円を追加するものでございます。

次に、16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、地域生活支援事業費補助金につきましては、歳出に移動支援事業委託料を追加計上したことに伴い、84万5,000円を追加するものでございます。

次の介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、介護保険施設等の運営を維持し、利用者の生活の質を確保する事業費に対する補助金として162万9,000円を追加するものでございます。

次の障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金につきましては、同じく電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、障害者支援施設等の運営を維持し、利

用者の生活の質を確保する事業費に対する補助金として24万円を追加するものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金1目農業費補助金のうち、鳥獣被害対策実施隊支援事業補助金につきましては、鳥獣被害対策実施隊の全国統一ユニフォーム購入費に対する補助金として7万8,000円を追加するものでございます。

次の農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事費補助金につきましては、豪雨災害を受けた農家を対象に無利子貸付を行う事業の利子助成分に対する補助金として18万1,000円を追加するものでございます。

次の晩霜害からの果樹産地復旧支援費補助金につきましては、4月の晩霜、いわゆる遅霜でございますが、晩霜による被災農家に対し果樹の防除経費を支援する事業に対する補助金として100万円を追加するものでございます。

9ページ・10ページをお開きください。

19款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金で2,659万1,000円を追加するものでございます。

次に、20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、歳入歳出補正の財源確保のため、前年度繰越金2億3,962万4,000円を追加するものでございます。

次に、21款諸収入5項雑入5目助成金1節助成金につきましては、歳出に後期高齢者歯科健診事業の委託料を追加計上したことに伴い、後期高齢者医療広域連合からの歯科健診事業補助金として97万9,000円を追加するものでございます。

次に、6目雑入4節雑入につきましては、7月の豪雨災害の見舞金として、栃木県茂木町から5万円、秋田県町村議会議長会から3万円をいただいております。この災害見舞金8万円を追加するものでございます。

次に、22款町債1項町債7目災害復旧事業債1節農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、農地及び農道、水路等の災害復旧事業債として6億6,060万円を追加するものでございます。

2節公共土木施設災害復旧事業債につきましては、町道及び河川、橋梁の災害復旧事業債として2億3,550万円を追加するものでございます。

11ページ・12ページをお開きください。

続きまして、歳出をご説明いたします。

はじめに、1款議会費についてご説明いたします。

1目議会費8節の旅費につきましては、今後不足が見込まれることから、特別旅費11万2,000円を追加するものでございます。

次に、2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費1目一般管理費8節旅費につきましては、今後不足が見込まれることから、職員旅費56万円を追加するものでございます。

次に、4目会計管理費11節役務費につきましては、収納代理金融機関とのデータ通信の際に現在ISDN回線を使用しておりますが、このISDN回線の使用が令和6年1月までとなっておりますので、回線切り替えに伴う関係費用として通信運搬費に14万6,000円を追加するものでございます。

5目財産管理費12節委託料につきましては、旧湯っこランドを無償で譲渡しましたが、建物表題登記を行うに当たり測量業務も必要でありますので、登記及び測量業務委託料10万円を追加するものでございます。

6目企画費13節使用料及び賃借料につきましては、当初、定住促進用空き家改修事業を1棟分見込んでおりましたが、借上げの募集をしたところ、程度の良い物件の申し込みがあったことから、予算の範囲内で2棟改修できる見込みとなり、1棟分の空き家借上料17万5,000円を追加するものでございます。

7目電子計算費12節委託料につきましては、自治体DX計画の作成に当たり専門的知見が必要となりますが、本町職員のみでは専門的知見が不足しており、専門的な知識を有するCIO補佐官が必要であり、その業務委託料350万円を追加するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、令和6年度課税分から特別徴収税額通知の電子化が開始されることに伴い、電算システムの改修が必要となることから、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金136万6,000円を追加するものでございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費3目障害福祉費10節需用費につきましては、事務に伴う消耗品6,000円を追加するものでございます。

11節役務費のうち、通信運搬費につきましては、郵送料1,000円を追加するもので、手数料につきましては、口座振込手数料2,000円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、移動支援事業の利用者の増加とタクシー運賃の改定が行われたことに伴い、今後不足が見込まれることから、移動支援事業委託料338万3,000円

を追加するものでございます。

13ページ・14ページをお開きください。

14ページの上の方でございますが、18節負担金補助及び交付金につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、町内の障害者支援施設に対して入所定員1人当たり1万2,000円を、通所定員1人当たり6,000円を補助するもので、障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金として48万円を追加するものでございます。

次に、6目介護保険費10節需用費につきましては、事務に伴う消耗品3万4,000円を追加するものでございます。

11節役務費のうち、通信運搬費につきましては、郵送料3,000円、手数料につきましては、口座振込手数料3,000円を追加するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、町内の介護保険施設に対して入所定員1人当たり1万2,000円を、通所定員1人当たり6,000円を補助するもので、介護保険施設等物価高騰対策事業補助金として325万8,000円を追加するものでございます。

次に、7目後期高齢者医療費12節委託料につきましては、歯科健診の受診者が当初の見込みより増加しており、今後不足が見込まれることから、後期高齢者歯科健診業務委託料として97万9,000円を追加するものでございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

3項水道費1目簡易水道施設費18節負担金補助及び交付金につきましては、災害復旧事業のため、簡易水道事業会計への補助金として3,501万7,000円を追加するものでございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金のうち、秋田県園芸作物価格補償事業負担金につきましては、園芸作物の価格下落に対する補償事業であり、秋田県青果物協会への負担金として40万3,000円を追加するものでございます。

次の補助金のうち、八峰町農業生産費高騰対策支援補助金につきましては、6月議会において予算計上した後に新たに3棟増棟した方がおありまして、しいたけハウス3棟分の補助金として43万円を追加するものでございます。

15ページ・16ページをお開きください。

16ページの一番上の方でございます。晩霜害からの果樹産地復旧支援事業費補助金に

つきましては、4月の晩霜による被災農家に対し果樹の防除経費を支援する事業の補助金として200万円を追加するものでございます。

その下の農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業費補助金につきましては、豪雨災害を受けた農家の対象に無利子貸付を行う事業の利子助成をするもので、30万円を追加するものでございます。

次に、8目鳥獣被害対策事業費18節負担金補助及び交付金につきましては、鳥獣被害対策実施隊が着用する全国統一のユニフォーム購入費として、猟友会に補助金として17万2,000円を追加するものでございます。

次に、2項林業費3目林道整備費につきましては、石川地区の林道熊沢線にかかる追加補正で、既に工事は終えておりますが、相続の関係で一部用地買収及び登記の手続きができない状況にありましたが、このたび手続きができる見込みとなりましたので、11節役務費に土地分筆等登記手数料として4万4,000円を追加し、16節公有財産購入費に土地購入費3万3,000円を追加するものでございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費2目商工振興費18節負担金補助及び交付金につきましては、町の産業振興促進条例に基づき、合同会社fish doorとcochiデザイン事務所へ補助する産業振興施設整備費補助金として280万円を追加するものでございます。

次に、3目観光費の7節報償費と旅費につきましては、御所の台エリアの再構築事業費の追加でございまして、7節報償費につきましては、県外民間企業の方から御所の台エリアを含む本町の観光振興や地域活性化につながる助言をいただくための講師謝礼金として16万円追加するものでございます。

また、8節旅費のうち、費用弁償につきましては、同じく講師の方に対する費用弁償21万3,000円を追加するもので、職員旅費につきましては、県外民間企業の訪問にかかる職員分の旅費で35万6,000円を追加するものでございます。

10節需用費と11節役務費につきましては、8月4日の議会臨時会において、三十釜や中央公園、留山の散策路などの修繕料をこの観光費の項目に予算措置しましたが、11款の災害復旧費に計上すべきと判断し、予算の一部を組み替えするもので、10節需用費の修繕料500万円と11節役務費の手数料100万円をそれぞれ減額するものでございます。

17ページ・18ページをお開きください。

次に、10款教育費についてご説明いたします。

2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費につきましては、放送設備の故障により1階の職員室、ランチルーム、図書室、保健室で放送が聞こえない状況でございます。その修繕料として31万1,000円を追加するものでございます。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

1項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費につきましては、7月の豪雨による町道及び河川、橋梁の災害復旧事業の予算を計上しております。

このうち、3節職員手当等につきましては、職員の時間外休日勤務手当100万円を追加するものでございます。

12節委託料につきましては、公木土木施設の災害測量設計等業務委託料1,250万円を追加するものでございます。

14節工事請負費につきましては、町道が11路線で18か所、河川が7河川で18か所、橋梁が1か所の災害復旧工事請負費として6億9,000万円を追加するものでございます。

次に、2目公園災害復旧費につきましては、先ほど7款商工費の3目の観光費のところでもご説明しましたとおり、観光費から災害復旧費に予算を組み替える分として10節需用費の修繕料に400万円、11節役務費の手数料に50万円を追加するものでございます。

次に、2項農林水産費施設災害復旧費2目農地・農業用施設災害復旧費14節工事請負費につきましては、7月の豪雨による災害復旧工事費で、農地が103か所、水路が56か所、農道が18か所、頭首工などその他の施設が9か所の災害復旧工事費として14億6,800万円を追加するものでございます。

次の19ページ・20ページをお開きください。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項基金費1目財政調整基金費につきましては、令和4年度一般会計決算により2億7,507万5,000円の余剰金が生じております。あ、剰余金が生じております。地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、このたび1億4,000万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、3項諸費1目国県支出金返納金につきましては、令和4年度分の事業精算にかかる返納金でございます。自立支援給付費、それから障害者医療費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金、コロナセーフティネット強化交付金、感染症予防事業費等国庫補助金の合わせて5件で372万6,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 15ページの7款商工費、ちょっと聞き逃したんですけども、この補助金280万円、この内容をもう一度教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの質問にお答えいたします。

7款1項2目商工振興費の産業振興施設整備費補助金2件、280万円のことだと思います。1件は、fish door、fish doorの加工施設の整備、1,400万円ほどかかるものでございます。その10分の1で140万円。もう一件が旧湯っこランドのサウナ施設の整備、こちらも総事業費で1,400万円ほどかかるということで、その10分の1で140万円という内容でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 14ページの物価高支援高騰対策として障害者支援と介護施設がありますけれども、障害者施設の就労施設A型、B型とかありますけれども、どのような施設にどの金額なのか。それから、介護施設はかなりありますけれども、大きさ、小ささ、人数とかいろいろあるんでしょうか。そこ教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、障害者施設の物価高という形でございますが、こちらの補助金につきましては、県が実施いたします、要は燃料費等の高騰による交付金事業でございます。障害者、介護施設等につきましても、施設、入所施設については先ほど副町長からも説明あったとおり、単価としては1万2,000円、定員で交付いたします。で、通所施設が6,000円、半分の方で交付することとなります。

その内訳としましては、障害福祉施設につきまして、障害者施設グループホームらべんだー、5人定員でございます。障害者通所施設さくら苑、ハッピーマッシュ、合わせて70の定員となっております。同じく介護保険施設、入所施設につきましては、特別養

護老人ホーム海光苑、松波苑、合わせて軽費老人ホームのぶなの森、グループホーム花梨、ふるさと、松峰園、水沢の里、親孝の里、こちら八峰町内の施設でございますが、合わせて海光苑、松波苑のショートステイ事業、全241定員でございます。続いて通所の施設につきましては、海光苑、松波苑、それぞれデイサービス、あとは松峰園のデイサービス、定員が61人となっておりますので、こちらの方、定員で全て全額補正計上という形です。

ご質問の内容は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ただいま課長から言われた、口頭でちょっと聞き取りづらかったところもありますので、資料として出してください。

（「紙で出してください」と呼ぶ者あり）

○福祉保健課長（石上義久君） はい、分かりました。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 補正予算で24億近い補正が一気に出るということは、私の経験ではかつてなかったことです。それも今回の7月の大雨による災害復旧のための災害に対する予算であります。国から12億、そして町の災害復旧の、何だ、災害費、これから9億円ほどなります。歳入を見ても、県からのこの災害に対する補助金、これが見当たりません。もちろんまだ県の中で、この災害、全県の災害を把握してない、そしてそれに対する補助金がまだ決まってないということかもしれませんが、町としてはどれくらいの県からの補助金、それをもくろんでいるのか。まずお伺いしたいと思います。

この災害復旧債が9億、これも借金でありますから、町で少しずつ返していかなければなりません。この、こういう災害というのは、気候変動によってこれからも多く見られるのではないかというふうに思います。財政がますます困窮するこういう八峰町の中で、この今後の財政をどういうふうに運営していくのかというのは大きな課題であろうと思います。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目の県からの財政出動どのくらいを見込んでいるかというところに関しましては、この事業ですね、災害復旧事業、国の事業でございますので、現時点で県からの支出はないというふうに捉えております。ただ一方で、国の事業なんですけども、それ

に合致しなかったものが、おそらく今後、県単債というような形で査定を受けるようなこととなろうと思います。そういった場合は、また県の方からの支出がありますので、ちょっとどのくらいになるかっていうのは現時点では分かりませんが、そういった制度の中でしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

そしてまた、まあ激甚化、頻発化しておりますこの災害に向けてですね、町の財政状況も相当厳しくなるといったところがございます。まあ八峰町だけでなくですね、全国的なこれは課題だというふうに思っておりますので、国にもですね、このハード整備、ソフト整備ともにですね、国からの支援を何とかよろしくお願ひしたいというような形で、今後、市長さん、あるいは県と一緒に国に対して働きかけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 14ページ、まあ12ページから14ページのところで、これ社会福祉費なるか、移動支援委託料、移動支援事業委託料、これまあ338万3,000円と増額になってるんですけども、これはデマンドですよ。違う。あ、じゃあそこら辺ちょっと教えてください、どういう内容なのか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨としましては、3款1項3目の12節の委託料ということでお間違いないかと思いますが、こちら先ほど副町長の説明にもあったとおり、道路運送法による運賃の単価変更がございました。併せて障がい者、利用されている障がい者の利用が、利用時間が増えたということでご説明しております。若干質問の後段で確認がありましたデマンドにつきましては、町内で行っている町の公共運送事業でございます。こちら障害者福祉で実施しておりますのは、町外に行く場合も含めた通院ですとか買い物ですとか手続きの関係ですとか、そういったことで利用していただいている事業でございます。現状、単価の変更は増額なった部分と、併せて利用者の増加につきましては、障がいを持っている方が年度当初より増えているということと、内容につきましては、まあ極めて多くの割合ですけども、通院に伴うものでございます。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第61号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,977万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,163万6,000円とする。

令和5年9月4日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順に説明いたします。

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入、8款1項1目1節前年度繰越金に9,977万4,000円を追加補正するものでございます。

内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。

歳出、5款地域支援事業費3項2目任意事業費の19節扶助費、成年後見制度利用支援

事業助成金28万円の追加補正は、生活保護費を受給されている方が秋田家庭裁判所能代支部へ提出していた町長申し立てがこのたび認められ、対象者の成年後見人が選定されたことにより、町成年後見制度利用支援事業実施要綱の後見人等の報酬の助成等の規定に基づき追加補正するものでございます。

次に、6款諸支出金1項3目償還金22節の国庫支出金等過年度分返還金7,290万3,000円の追加補正は、介護給付並びに地域資源事業の令和4年度事業確定による精算にかかる返還金でございます。こちらは、特別養護老人ホームや介護保険施設等、施設介護給付費並びに通所系の居宅介護給付費の減に伴うものであります。主な要因としましては、クラスター発生等を含む新型コロナウイルス感染症が影響したものと推測しております。

同じく2款繰出金1目27節繰出金に2,659万1,000円の追加は、6款1項3目22節償還金と同じく、令和4年度の事業確定による精算に伴う一般会計への繰出金の追加補正です。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この扶助費について質問します。

先ほど1件、まあその相談員っていうか、受け入れるための扶助が成立したということですけども、こう1件ごとに今後も28万というふうな金額が生じてくるのかどうか。まあこの条件っていうものをもう少し詳しく説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

成年後見人制度につきましては、通常、自分が判断能力が十分でない高齢者や知的障がい、精神障がいを持っている人の福祉の増進のために各実施、その自己財産、その他権利に担保するために実施している事業でございます。その中で成年後見人制度利用支援事業、実施事業につきましては、それを負担できない生活扶助を受給されている方の請求その他、成年後見人に対しての費用を負担すべき金額を町の公費において補填してやるという事業になっております。月額につきましては、最大、在宅の場合は2万8,000円、社会福祉施設等につきましては月額1万8,000円を限度として助成することと規定しております。

このたびの発生は、6月28日決定において、あ、後見人が決定したことにおいて補正させていただいた状況でございます。現在まだそちらの請求には至っておりませんので、今年度末までの部分を補正で今対応させていただきたいという追加補正の内容でございます。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 改めて聞きますが、まあ今後も5人、10人と、この後見人が出るたびごとに、その指定された3万円なり1万8,000円なりというのが生じてくるということなのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの山本議員のご質問に回答いたします。

事実、生活保護受給されている方がそういったケースで発生した場合は、町で補填するという予算を確保することはありますが、実際にそれが執行されるかどうかというのは、後見人、合わせてご本人さんの申し出によるものでございますので、全部が全部、予算的に執行されるかどうかは不明という回答になってしまいますけども、今後、生活保護受給者等が後見人を設定した場合には、こういった予算措置が必要になってきますし、生存されている間、そういった手続きを踏まえて毎年度措置する形になります。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可

決されました。

日程第10、議案第62号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ708万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,093万4,000円とする。

令和5年9月4日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 堀内満也

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入をご説明いたします。

6・7ページをご覧ください。

1款財産収入1項財産運用収入につきましては、今年度の土地貸付収入が当初予算計上額を上回る見込みとなりましたので、予算未計上分145万8,000円の追加補正でございます。

2項財産売払収入につきましては、今年度の立木売払収入が当初予算計上額を上回る見込みとなりましたので、予算未計上分546万2,000円の追加補正でございます。

2款繰越金につきましては、令和4年度の繰越金が686万7,964円と確定しましたので、予算未計上分16万7,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費2目財産管理費につきましては、歳入の追加補正に伴う各郷中等への交付金として18節負担金補助及び交付金に882万円の追加補正でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため173万3,000円を減額補正す

るものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この土地貸付収入につきまして、なぜ増えたのかっていうことと、それから138万5,000円、これは各自治会に交付されるようですけども、その自治会に、何自治会あるのか分かりませんが、その各自治会どのくらい交付されるのか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

土地貸付収入の主な増額の要因につきましては、陸上の風力発電、白神ウインド合同会社のものがほとんどでございますが、これらの貸付収入が増えたことによるものでございます。

あと、交付金の内訳でございますが、今年度の交付金につきましては、まだちょっと内訳の集計をしておりませんので、お答えしかねる部分がございます。後ほどご回答させていただきますと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第63号、令和5年度八峰町宮簡易水道事業会計補正予算（第1号）を

議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、令和5年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

今回の補正予算は、7月14日からの豪雨により被害を受けた水道施設の災害復旧にかかる経費を追加補正するものです。

第2条、業務の予定量の補正は、予算第2条に定めた業務の予定量の「（4）主要な建設改良事業」に次の項目を加えるものです。

リ 八森地区導水管災害復旧工事 事業費1,000万円。

ヌ 沢目地区配水管災害復旧工事 事業費500万円。

ル 埴地区導水管災害復旧工事 事業費800万円。

内容は、被災した3水道施設の災害復旧工事を追加補正するものです。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益第3項特別利益に5,356万1,000円を追加補正するものです。

次に、支出です。第1款水道事業費用第3項特別損失に5,356万1,000円を追加補正するものです。

次に、第4条、収益的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款収益的収入第1項企業債に1,150万円、第4項補助金に1,150万円、合わせて2,300万円をそれぞれ追加補正するものです。

次に、支出です。第1款収益的支出第1項建設改良費に2,300万円を追加補正するものです。

第5条、企業債の補正は、予算第5条に定めた起債の限度額1億2,360万円に1,150万円を追加し、1億3,510万円とするものです。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,195万円に45万円を追加し、2,240万円とするものです。

第7条、他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額1億2,138万4,000円に3,501万7,000円を追加し、1億5,640万1,000円とするものです。

令和5年9月4日提出

八峰町長 堀内満也

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正及び第4条、資本的収入及び支出の補正の内容について、別紙資料にてご説明いたします。

はじめに、第3条、収益的収入ですが、第1款第3項第1目その他特別利益の節、その他特別利益につきましては、災害による損失の災害復旧費仮復旧費の2分の1を国が補助する災害復旧費国庫補助金としまして1,850万円、災害復旧費一般会計補助金として3,501万7,000円、被災資産の除却に係る長期前受金戻入として4万4,000円の追加で、合わせて5,356万1,000円を追加するものです。

次に、支出です。第1款第3項第2目災害による損失の節、災害による損失につきましては、職員の時間外勤務手当として45万円、施設各所の清掃等作業にかかる手数料として250万円、災害復旧計画書及び災害査定設計書作成業務委託料として1,200万円、出水口の土砂撤去等にかかる重機借上料として150万円、被災した3水道施設の仮復旧として3,700万円、被災資産の除却費として11万1,000円の追加で、合わせて5,356万1,000円を追加するものです。

次に、第4条、資本的収入ですが、第1款第1項第1目企業債の節、災害復旧事業債につきましては、簡易水道災害復旧事業債として1,150万円を追加するものです。

次に、第1款第4項第1目国庫補助金の節、国庫補助金につきましては、災害復旧費国庫補助金として1,150万円を追加するものです。

次に、支出です。第1款第1項第3目災害復旧事業費の節、工事請負費につきましては、八森地区導水管災害復旧工事として1,000万円、沢目地区配水管災害復旧工事として500万円、埜地区導水管災害復旧工事として800万円の追加で、合わせて2,300万円を追加するものです。

なお、今後は国の災害査定を今年12月に予定しているため、本格的な復旧工事は年度明けからを計画しております。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 工事請負費のこの具体的な中身、まあ八森、沢目、埜地区の、
どういう状況でどういうふうに損害を被ってるのか、もうちょっと詳しく報告してくだ
さい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課
長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

八森地区導水管災害復旧工事ですけども、泊川にある取水から八森への浄水場までの
区間、林道のところに入ってるんですけども、その区間の導水管が被害を受けまして、
現在仮工事、仮復旧の状況で給水している状態です。こちらの方を本復旧する、林道災
害と合わせて本復旧していくというふうな感じで考えてます。

あと、沢目地区配水管災害復旧工事ですけども、まあ皆さんもご存じのとおり、ダム
線が道路ごところ崩落して、中に入っている管が壊れてしまいました。現在もやっぱり
仮復旧で仮設管で切り回ししてますけども、そちらの方を道路の災害復旧工事と合わせ
て本管の方に布設替えするような感じで考えてます。

で、埜地区導水管災害復旧工事、これも取水の方から埜の配水池までの導水管の方が、
林道に入っている導水管ですけども、それが道路が削られて管がもうは壊れてしまった
ということで、現在も仮設の方で切り回ししているような状態です。こちらの方も林道
災害の方の復旧と合わせて本管の方を布設していくというようなことで検討しています。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ちょっと基本的な質問でちょっと申し訳ないんですけども、こ
の収益的収入と資本的収入、これ両方に災害復旧という名目で予算措置されてるわけ
ですけど、この違いについてちょっと説明していただけないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課
長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

収益的支出の方に計上されている災害復旧費の仮復旧ですけども、先ほど話しました
ように本管の導水管とか配水管が壊れてしまったので、とりあえずは仮設で切り回しし
て給水している状態が、今回収益的に上がっている仮復旧工事3,700万円の方になりま

す。

で、資本的支出の方の工事請負費、これは仮復旧から本復旧に管をきちんと変えていくというふうな工事の方になりますので、こちらの方を資本的支出の方に計上させていただきます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ全て災害における損失だと思うんです、思いますが、激甚指定になりましたので、今後、この見積もりとか変動とか国からの増額とか、そういうことが見込まれるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、新聞報道等にもありましたけども、激甚化指定が閣議決定されたというところがございます。これに伴い、この水道事業だけでなく、先ほど申し上げました一般会計の方の災害復旧事業も国費の方がかなり増額が見込まれているところがございます。その辺しっかりとですね、率等決まり次第ですね、また改めて議会の方に報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、発議第6号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に説明させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君）

発議第6号

令和5年9月4日提出

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水 木 壽 保
賛成者	同 上	見 上 政 子
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	須 藤 正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和4年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計の決算等について集中的に審査するためです。

別紙の決算特別委員会の設置につきましては、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定によるものです。

目的につきましては、次の議案について審査することを目的とします。

議案第64号、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第65号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第70号、令和4年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計6議案の認定について、議案第71号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計決算認定及び剰余金の処分について、議案第72号、令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定についてとなります。

設置の期間は、本日、令和5年9月4日から9月15日までの12日間。

委員の定数は、11名です。

令和4年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項です。教育産業建設分科会におきましては、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課、教育委員会の所管に属する事項及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算に関する事項であります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。当席から指名いたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩いたします。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時05分 休 憩

午後 1時05分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第14、議案第64号、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第65号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第66号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第67号、令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第68号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第69号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第70号、令和4年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第71号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計決算認定及び剰余金の処分について、日程第22、議案第72号、令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23、陳情第4号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書についてを議題とします。

本件については、6月14日の定例会本会議において総務民生委員会に付託しておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

令和5年6月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第4号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書についてを、8月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、陳情の内容について理解できるとし、賛成多数で採択と決定しましたのでご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちをいただきたいと思います。

これより陳情第4号についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情に反対をいたします。

提出者は統一教会の幹部であることは明らかです。全県の議会に、名前を変えたり、住所を変えたりして、全く同じ陳情を出していることが分かりました。

統一教会イコール勝共連合ですけれども、共産党に勝つと書きます。40年以上も前、能代市でも裁判が起きました。起こした親がおりました。その悲惨な訴えを私も聞いたことがあります。この集団の特徴は、悪質な詐欺集団です。宗教を隠れ蓑にして、若者に取り込むことです。もう一つは、反共を売り物にして保守に取り入って、お金のあつた人たちから多額の詐欺行為を重ねてきました。その現れは、昨年、自民党の井野俊郎防衛副大臣が深い接点を持っていることが分かりました。また、自民党と統一教会の問題で山際経済再生担当大臣が辞任しました。野党から解散命令を出すよう首相に質問する中で、「組織性を確認して手続きを進めることと判断した。」としています。今も検討が続いて、10月には結論が出るのではないかということが報道されています。

資料にある川崎市のアンケートは、20年も前のものです。このアンケートについては、アンケートを取った市長は裁判に訴えられ、敗訴して、全面的に悪かったと謝罪しています。ほかに新聞で取り沙汰されている世界日報統一協会機関紙です。これも同じような中身です。産経新聞も同じです。

能代市でも似たようなことが議会で取り上げられました。しかし、どの読み物を読もうと、それは本人の自由で、検閲してはならないとした憲法21条に違反するものです。

最後の資料は、共産党の小池書記局長がパワハラを認め、謝罪の記事ですけれども、この会議にたまたま私は出席していました。司会者が3回、参加者の1名の名前を言い直して、同じ壇上にいた小池さんがかつかつかと寄ってきて何やら話していましたが、私たち会場にいた人たちには聞こえませんでした。パワハラと言えるものではありませんが、共産党ならではの厳しい自己批判で自分を戒め、記者会見をしたのだと思います。

この陳情は、全県に統一地方選挙が行われる時期を見計らって起こったものです。戦

前行われていた思想調査と思われるようなものです。戦後できた憲法に違反するこの行為は許されません。

県庁では、新聞赤旗、公明新聞、社会新報が図書館において置かれております。先ほど言いましたが、能代市議会では保守党議員も含めて、この陳情はおかしいと全会一致で反対をしています。八峰町議員の常識ある判断で陳情に反対してくださることをお願いいたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私もこの陳情に反対いたします。

庁舎内での政党機関紙の勧誘・配達・集金について、議員が自己の地位と権限による影響力を行使することは、政治倫理条例にもとり、現に慎むべき行為ではあります。本陳情の趣旨に一定の理解はできるものの、川崎市の事例は既に状況が改善されており、添付資料の記事も古く、保守系メディアの産経新聞、旧統一協会が母体とされる世界日報など、選択に偏りがみられます。

また、インターネットで検索したところ、陳情者は国際勝共連合秋田県本部という政治団体の代表者であることが分かりました。国際勝共連合とは、旧統一教会の創始者が反共主義を旗印として設立した組織であります。

この陳情が最初に提出されたのは、実は今年春の統一地方選の前であり、3月定例会の提出期限に間に合わなかったことから6月定例会で取り上げることになったということでもあります。このタイミングから、共産党をターゲットとしているのではないかと考えられます。他の自治体に対しても同様の内容の陳情が別の個人名で提出されていると聞いており、こうしたやり方そのものが信用性を疑わせるに十分足るものであります。陳情という形式をとりながら、政治的意図を持って特定の政党をおとしめようとする行為は看過できません。

さらには、最近得た情報によると、本陳情の提出者と同姓同名の者が信仰の自由・基本的人権を守る秋田県民の会の代表として、由利本荘市に全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対して由利本荘市議会に対応を求める陳情なる陳情書を提出したということです。旧統一教会の存続を狙った最後のあがきのようにも思いますが、総合的に判断して本陳情の提出者と同一人物であると思われます。こうした陳情を採択することは、当議会としての見識が疑われかねません。

以上の理由から、この陳情に反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私は賛成の立場から討論いたします。

陳情者が誰であろうが、この陳情の内容が理解できるか、できないかだと思います。政党の争いにするのはやめていただきたいと思います。

私は、この内容は理解できますので賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） この陳情に賛成をいたします。

機関紙を職員の各家々に勧誘に回るというのを私はいいと思うんです。ところが、この陳情は庁舎内、庁舎内での勧誘、これを慎むべきだという陳情内容であります。庁舎内においてですね、機関紙を各職員に売り込んで歩くというのは、私はいささか違うんじゃないかなというふうに思います。だから個人のうちに勧誘に歩いてくださいよ。だったらいいわけですよ。だからそういうことで、私はこの陳情に賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後 1時19分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人

同署名議員 10番 門脇直樹

令和5年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和5年9月13日（水曜日）

議事日程第2号

令和5年9月13日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀内満也	副町長	田村 正
教育長	鈴木洋一	総務課長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	学校教育課長	山内 章
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	堀内和人
建設課長	浅田善孝	農業委員会事務局長	内山直光
生涯学習課長	今井利宏	あきた白神体験センター所長	菊地俊平
防災まちづくり室長	工藤善美		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 傍聴の皆さん、朝早くからご苦勞様です。傍聴していただきまして本当にありがとうございます。

通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、高齢者コミュニティセンター「湯っこランド」の行事を「ハタハタ館」で、について考えを伺います。

湯っこランドは、高齢者コミュニティ施設として造られたものです。廃業に伴い、これに代わるものとして、昨年6月の議会での答弁で、森田町長は「温泉の場所でないと駄目であることから、白神温泉かハタハタ館か検討する」。その際に福祉課長は、「温泉入湯料500円を湯っこランドの時のように300円にするには、激変対策を行わなければならない」という答弁をしています。結局は旧八中の社会福祉協議会の中で行いましたが、利用者はどのくらいでしょうか。やはり温泉に入りたいという気持ちは変わらないと思います。特に一人暮らしの人は、一人風呂は大変なので今までどおり続けてほしいという訴えもありました。今までどおり峰浜地区と八森地区、週1回バスで送迎して高齢者福祉対策として行う考えはないか伺います。

ハタハタ館は、第三セクターとして町民の交流の場であり、福祉を目的としています。ハタハタ館利用をまず第一に考え、利用の少ない時間帯や空き部屋を有効活用し、料金等についても協議していく考えはないか伺います。

次に、水害被害者の減免と農業支援について考えを伺います。

町に大きな被害をもたらした豪雨は、農業関係に大被害をもたらしました。町は、7月14日金曜日午後5時21分に、私どもに災害対策連絡部を設置したと報告がありました。15日土曜日早朝には災害対策警戒部に改められたこと、そして早朝6時50分には大久保

岱と真瀬沢奥に土砂災害警報が発表など、防災担当職員は早朝から休日を返上して大変ご苦勞様でした。ファガスでは日本間を避難場所にして、朝早くから学生が利用していました。一人でいるのが怖いからと言っていました。事務局もその都度情報を流し、状況を知ることができました。私も15日、地元や峰浜方面を回ってみました。田んぼが海のように一面になったり、引けた後に流木が埋められている惨状を目の当たりにしました。7月27日、教育産業建設委員会での防災視察は、想像を絶する大被害に心を痛めました。同日の午後から共産党衆議院議員高橋千鶴子や県会議員の加賀屋千鶴子、数人で再び現地を回りました。臨時議会同日8月4日、仙台市の国土交通省と東北農政局に秋田県の地方議員が要望書を持って実情を訴えました。特に水沢ダムと関係した土地改良区については、知らなかったと言われ、土日を挟んだ月曜日、早速、峰浜土地改庁区に国の調査が入ったと聞いております。

被災世帯の町民税、固定資産税、国保税のいわゆる町民税条例ですが、51条の所得が皆無になった場合や災害減免について、納期延長、18条の2を適用して通告するなり公示することを考えないでしょうか。その際、規則で定められた金融機関調べの家族全員の同意書を求める申請はやめるべきです。

いずれ、「もう農業はできない」の声を聞きます。基幹産業である農業にやる気の起こす対策を述べてもらいたいと思います。個人の手に負えないほどの被害に遭われた方々に諦めず農業が再生できるまで町独自の支援や、再起不能田んぼには代替の作物を植え付ける指導を行い、耕作放棄地にならない手立てを根気よく行うことが必要ではないかと思いますが、考えをお聞かせください。

最後に、水害の防災対策について伺います。

まず、7月14日の豪雨は、近くに山や急傾斜が迫っている住宅地は、土砂災害がどこまで押し寄せてくるのかや避難をどのようにしたらいいのか、何度もハザードマップを広げてみても、レッドゾーン区域がどこからどこまでなのか、拡大鏡を使っても分かりにくいという声を聞きました。レッドゾーン区域は拡大してほしいとされています。その地域の人たちは、常に例えば防災学習会で避難先に避難する機会を設けていく必要があると思います。安心して生活するには、いざという時の備えが大切です。立派な防災マップを全戸に配布したものの、自分のものとして使いこなしていない世帯がほとんどではないでしょうか。対策をどのように考えるかお聞きします。

2番目には、泊橋とその先の101号線が災害で通行に不能になったら生活機能が途絶

えてしまうということです。一番大事なルートであることを認識していただきたいと思います。今度の豪雨災害でのその危機がありました。泊川は水害のたびに大きな石が川に流れ込みます。今回は大きな流木が橋をふさぎそうになりました。大事に至らない対策が必要です。橋の先の鹿の浦展望台までの101号線は、大雨が降ると鉄砲水のように線路脇から水が流れ込みます。今回の豪雨で土砂が崩落して通行止め、片側通行になったところが2か所あります。以上は県の仕事になりますが、通行できなくなると生活できないことを県の方に強く訴えて、特別の地域であることを訴えてほしいと思います。そして、県の方から対策を講じてほしいということをお願いしたいと思います。

3点目は、やはり豪雨による椿地区の県道笹森線が101号線から流れる水で滝のように様変わりしたことです。それに拍車をかけたのが、旧発盛のカーブに、デバイスからなのか、発盛鉦山の旧跡地からの地下から流れてるのか分かりませんが、その水路があります。大きい水路ですけれども、それが爆流となって県道に流れ込み、下椿にも滝のような水が流れ落ちました。今まで見たことのない光景です。地元の消防団がトラックで土のうを積んで頑張っていましたけれども、不足しているとのことでした。これまでも国道から坂を下って下の住宅に入る寸前の状況の家があります。排水の、雨水の排水並びに側溝はどのようになっているのか。この道路は生活道路で、椿地区に限らず、中浜、茂浦にとっても通勤やあらゆるバスが頻繁に通る重要な道です。今後の対策について考えをお聞かせください。

最後に、今回の豪雨で衝撃を受けたのは、水沢ダム手前の道路の崩壊と岩子を流れる水沢川河畔の田んぼが土砂一面に埋め尽くされていることです。対岸への橋の崩落の現場です。ダムからの水道管や用水路のパイプはずたずたになってしまい、ダムの水を頼みにしていた農家は大打撃を受けています。ダムについての詳細については、私どもの県会議員から調べてもらい、その役割について改めて知った次第ですが、当初は放流についての疑問が農家から出されました。町として今後ダムがあふれた水であるような被害が起こらないように、県に、その前に放出する手段はないのか、なかったら何らかの結び付けができるような対策を考えてもらわなければならないと思います。ダムのあり方について町長の考えを伺います。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「高齢者コミュニティセンター旧湯っこランドの行事をハタハタ館で」についてであります。八峰町の高齢化率は、昨年度に50%を超えたところであり、町における高齢者への福祉施策が一層重要になってきていると考えます。

このため町では、元気な高齢者を対象に「生きがいデイサービス事業」を旧「湯っこランド」で行ってまいりましたが、施設の閉鎖に伴い、現在は場所を町社会福祉協議会の事業所内に変更し、事業を継続しているところであります。

一方で、サービスの利用者からはハタハタ館への入浴希望が一定程度あることも承知しており、社会福祉協議会では、これまでもハタハタ館の指定管理者と協議を行ってまいりました。

しかしながら、利用者の疾病等による身体機能の低下や見守り支援の必要性、観光客への配慮等の課題があり、旧「湯っこランド」のような週1回の利用までには至らず、現在はハタハタ館での入浴を月1回程度の実施となっております。

町では、こうした状況を踏まえつつ、社会福祉協議会等と連携しながら、引き続き当該事業を慎重に進めてまいりたいと考えております。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていけるように、生きがいデイサービス事業だけでなく、生涯学習事業や介護予防事業、地域支援事業など、町の福祉施策の充実に取り組んでまいります。

次に、水害被害者の減免と農業支援につきましては、農地等が被災した場合、減収率や農業所得以外の所得額等の要件を満たすと税の減免が適用となる場合があることから、農業収穫期を迎える秋頃までに、町民の皆様に対しまして、町広報誌やホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

また、農業継続の支援についてであります。農業経営を継続するためには農地の復旧が最も重要であることから、災害復旧事業を実施するための関係予算を本定例会に提案、ご可決いただいたところであり、今後、国や県と連携しながら早期復旧に取り組んでまいります。

さらに、被害を受けた認定農業者等が翌年に経営に必要な運転資金の融資について、その利息分を町が負担する「フォローアップ資金預託金貸付け事業」等を行いながら、農家の支援を図ってまいります。

次に、水害の防災対策におけるハザードマップについてであります。

ハザードマップは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所等の位置などを表示した地図であり、この情報は、災害時における住民の安全確保に役立つものと認識しております。

こうした中、町では、令和3年3月に土砂災害とため池の危険箇所を追加するとともに、「見やすく」、「なくさない」ことを目指し、素材をA3版に拡大するなど、ハザードマップを更新しております。

また、土砂災害の危険区域は、警戒地区（イエローゾーン）であっても特別警戒区域（レッドゾーン）と同様に、災害時には住民の生命に危害が生じる恐れがある区域であることから、避難指示や高齢者等避難が発令された場合は、速やかに安全な場所に避難することが重要であると考えます。

このため町では、令和3年度から町内の自治会や婦人会などからの要望を受け、防災に関する説明会等を実施してきており、引き続き、防災訓練や自主防災組織の説明会など、様々な機会を捉えながら地域学習会等を行い、町民の防災意識の啓発に努めてまいります。

2点目の「泊橋と以北の国道の安全対策」についてであります。7月の大雨では、国道101号の鹿の浦付近において土砂等が流入し、一時、片側交互通行の措置が取られたところでもあります。

国道101号は、本町にとって重要な路線であることから、町民が安心して利用できるよう整備を進めていただきますとともに、災害発生時は早期の供用が可能となるよう、道路管理者である県に対し要望してまいります。

3点目の「排水設備等の改良対策」についてであります。町道笹森線は、国道101号と県道椿台小入川線を繋ぐ路線であり、町道の道路排水が県道の側溝に流入しております。

このため、計画規模を超える大雨の際は、側溝からあふれ出る場合があることも認識しており、今後、道路管理者である県と協議しながら、町としても適切な対応に努めてまいります。

4点目の「水沢ダム」についてであります。水沢ダムは洪水調節と灌漑用水の確保を目的とするダムであり、これまでも大雨の際は、下流に流れる水量を調整し、多くの家屋や農地等を洪水被害から守るといった重要な役割を果たしているほか、農地へ水を送るなど、町の農業生産にも大きく寄与しております。

しかしながら、水沢ダムはゲートによる放流がないダムであるため、大雨時にダムが満水となり、それ以上貯留できなくなった場合には、ダム上流から流れてくる水をそのまま下流に通過させる自然越流による放流を行うこととしており、7月の大雨の際は、ダムの貯留能力を超えたため、満水以降は自然越流による放流を行ったものと伺っております。

今後は、豪雨災害が激甚化していることから、ハード・ソフト一体となった流域治水対策について、河川管理者である県と連携しながら、洪水被害の軽減に向けて取り組んでまいります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目について再質問を行います。

町としては、高齢率が上がって高齢者対策をやらなければいけないというそういう認識のもとでありますけれども、この社会福祉協議会で行うようになったのは、町民全体にどのように周知されていたのかなっていうこの疑問があります。まあ中には、ちょっとやっぱり部屋の中だけでいるのはつまらないとか、それからやっぱり風呂に入りたいとか、そういう利用者の声も言ってるよっていうふうな声を聞いたこともあります。これが廃止された時に、本当に峰浜地区の高齢者の人たちは、「困った、困った」、「どうしよう、どうしよう」っていうことで、「せば能代のおとも苑さ行く」っていう、「能代のおとも苑だば迎えに来てくれるがら、そこさ行く」っていう、「行くべし、行くべし」っていう話があったけども、それはやはり利用できてないと思います。やはり第三セクターとしてのその町民の交流の場である、福祉である、福祉の場であるっていうことを鑑みますと、この場をやはり高齢者施設として、今までどおりにはいかなくとも、何らかの変更するにしても町民全体に高齢者のこういう場がまた復活しました、しかし、今までどおりにはいきませんよというふうな、そういうふうなことで、週、まあ週1回でなくても週2回、1週間置きにでもお風呂に入れますよという、こういうふうな取り組みが必要ではないかと思います。これができなくなった時、本当に、ある男性からもう道路で呼び止められまして、何とか復旧してほしいっていうふうなこういう声もありました。まあ検討する、検討するということですけども、生涯事業として今後考えるということではなくて、福祉事業として考えることはないでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁の方でも私伝えたと思いますけども、利用者から一定程度その入浴希望があるっていうことは、町当局としてもそこは十分に承知しているところでございます。こういった中ですね、その実施しております社会福祉協議会ではハタハタ館側との協議を重ねているところでございまして、先ほども申し上げましたとおり、なかなかですね、その見守り支援の必要性、あるいはその身体機能の低下、こういった課題、あるいは観光客への配慮、こういったところがやっぱり一つの課題としてあるといったところでございますので、現時点では月1回程度の利用に収まっているといったところでございます。

いずれそういった声もあるということ十分に承知しているところでございますので、もう少しその利用の回数をですね増やしていけるかどうか、そういったところもですね、利用者の声を聞きながらですね対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） その社協で行ってるその送迎なんですけれども、八森地区とか峰浜地区とかそういう感じで送迎してるんでしょうか。送迎の状況をちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、毎週木曜日、社会福祉協議会の事務所で行っております。ご承知のとおりでございます。参加者は5名から8名となっております。その状況の中で、八森、峰浜区別なく利用者のルートを選定しながら送迎を行っている状況でございます。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 利用状況は知りませんでした。5名から8名、これではやはり今までとは全然やり方が、高齢者福祉対策にはなっておりません。やはり八森地区、峰浜地区から送迎の日付をしっかりと周知して、そしてお楽しみである温泉に入って、そして食事をとって、まあお金は今までも1,000円かかってましたので、利用したいと思う人は、まあ食事を取りながらとか、それからお楽しみ、今までみたいに長い時間でな

くとも、短い時間であっても食事をちょっと挟んで温泉に入って、ちょっとまた横になって休むという、そういう程度の高齢者の福祉、本当に今まで1週間でしたので、「もう楽しみねぐなってしまった」、「生きがいねぐなった」という声も聞いております。だってやっぱりバス1台峰浜から八森から運んでくるので、多い時は二十何人とかと言われてましたよ、バス1台で。それが5名とか8名だったら、これは本当に福祉対策ではありません。抜本的に考えてもらいたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

さきの質問につきましては、生きがいデイサービスについてご回答させていただいた次第です。今ご質問の内容でいきますと、想定するに無料送迎バス、八森地区が月曜日、峰浜地区が金曜日に無料で送迎してたバスのことについての質問かと思えますので、そちらのことについて回答させていただきます。

現実、町の町営バスを運行しまして最大20人程度のお客さんが送迎で動いてあったことは事実でございます。とはいえ、今現在、町では公共交通として町内のバスを運行しております。現在そのバスの利用状況でいきますと、ハタハタ館の乗降者、平日につきましては、まあ期間は10月から7月までの間ですけれども、200名の超える方々が実際にそのバスを使ってですねハタハタ館の利用をされている状況でございます。岩館、目名湯方面のバスについてでございますけれども、実際に平日12時45分に到着するハタハタ館前のバスで200人オーバー、その後、帰りのハタハタ館を出発する14時45分のバスでも200人以上の方が利用されて、実際高齢者につきましては、まあ高齢者というか、自家用車で行かない方についてもこういった形で町の資源であります公共バスが運用されておりますので、その事業を含めまして今後改めて検討したいと考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 峰浜方面からの巡回バスですと、一旦ポンポコ山に行って、それから八峰町の方に下ってくると、そういうルートになりますよね。巡回バスは全てポンポコ山の方に向けて走ってますので、直接こちらの方に走ってくることは非常に難しいです。

それとですね、まあデマンドタクシーにしても、1回降りると300円、まあ往復600円、

そして温泉に入って500円、こういう感じであります。私が言ってるのは、高齢者コミュニティセンターの代わりとして福祉的な立場でこれを考えないかということですので、何か答弁が堂々巡りになってますけれども、是非このことを、今まで利用していた人数見れば分かりますけれども、湯っこランドの利用はかなりの人数であります。これがやっぱり入湯税にも反映しますし、ハタハタ館は第三セクターとしてのこの意識、ただ自分たちの売り上げが伸ばせばいいというだけではなくて、こういうこともやるんだということをやはり町長として是非事業として行っていただきたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 水害についての質問をいたします。

本当に大惨事を私たちは目の当たりにしました。もう岩子の下の土砂が埋められた人は、知人に話していたそうですけども、もう愕然として、もう元気が出なくて大変だっという、何とか元気を出してやりたい方法はないものかっていうふうなことも言われます。本当に復旧するまで2年、3年かかると思います。そして、もう農業やらなければ、そこでもう事業はストップするので荒れたままになってしまう。しかし、この土砂で埋められた田んぼっていうのは、もうかなりの面積になると思うんですけれども、もしこの田んぼの埋められた土砂の何haあるのか、今、資料が出るのであったら教えてもらいたいと思います。

そして、この人たちがその間休業の間、それを補償するのは激甚災害とか県とかの補償もいろいろあると思うんですけれども、災害を受けた人は「災害損だ。おら方一番損するんだ」っていうふうなことをやっぱり石川の下の方の田んぼ作ってる人からも言われました。「何ぼ国から来たって、災害さ遭ったおら方が一番損するんだ」っていうようなことで、本当にそのためにも町として、まず減免を呼びかけてもらいたいと思います。収入の皆無だった人たちは減免申請。そして納期延長、これもこれからまだ納期は続くわけですので、納期延長もできるということを知らせる必要があるのではないのでしょうか。その点についてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 土砂が流入した田んぼにつきましては、30町歩、30haと認識しております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

税の減免につきましては、今後、農業収穫期を迎えるのが秋になりますので、10月の初旬の頃までには税の減免の内容についてお知らせしながら、納期延長につきましても周知をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非、納期延長のことも周知してもらいたいと思います。

それですね、まあ大きな農家でなくとも小さい農家でも、もう本当に2反歩、3反歩の田んぼの持ち主からも、もう水が来ないし、まあ水沢地区でないにしても、もうこれからどうしようかという、やろうか、やめようか迷ってる方はほとんどだと思うんですけども、ただやっぱりまだ60代であればもう少し続けたい、そして何かいい方法がないかっていうことも聞かれました。もう自分の手で重機を入れてやるには大損害を受けてしまうけども、まあ受けて補助をもらったにしても、何かその土地に合ったものを植え付けたい、田んぼをこのまま潰しておきたくない、こういう希望があります。こういう耕作放棄地にならないようなこういう考えについて、何か手立てはありますか。

○議長（皆川鉄也君） 当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

土砂等が入りまして水が来ない田んぼにつきましては、これから町といたしましては蕎麦や大豆の方に向けて進めていただきたいなと考えており、これから周知を行ってまいりたいと考えております。蕎麦、大豆等を植えますと、田んぼにつきましては経営所得安定対策という国の事業がありまして一部補助金も出ますので、そちらに向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 蕎麦、大豆以外でも、もっと別のものでもあるのではないかと、思うんですけども、是非それ以外のものも研究していただいて、細かい指導を行っていただきたいと思います。

以上で終わります。

3番目、通告に従いまして質問します。いいですか。

○議長（皆川鉄也君） ちょっと待ってください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○8番（見上政子さん） はい、ありません。3番目お願いします。

○議長（皆川鉄也君） 8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 3番目について長いので、本当に時間がないんですけれども、まずですねハザードマップ、大きいのが皆さん抱えています。私もしょっちゅう見てますけれども、どう見ても私も、ほかの人から言われたんですけれども、私もこのハザードマップのこの境界線が分かりません。どの辺なのか、で、レッドゾーンがいっぱいあります。もう目次もありますけれども、津波のレッドゾーン、それから土砂崩れのレッドゾーン、それから水害のレッドゾーン、こういうのがありますけれども、このレッドゾーンに関してですね細かくありますので、例えばそこの地域の人たちでお互いにちょっと誰が専門家を呼んで学習しよう、こういうことが今必要ではないかと思えます。もう災害の町です、本当にハザードマップ見れば。そういうことですね、表示をもうちょっと分かりやすくしてほしいということと、それから学習ですね、例えば高齢者の人たち専門に行っている健康教室みたいな、もう高齢者、家にいますので、家族の誰かが参加できるように健康教室と同じような感覚で学習会を行えないか、その辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、やはりそのレッドゾーンがちょっと明確になってないというような話でございましたけれども、先ほども申し上げましたように、イエローであってもレッドであっても危険であることには変わりません。そこにこう明確な線引きをするのではなく、そういったエリアに入っているということであれば、繰り返しになりますけれども、やはりその避難指示、そういったものが出た際にはですね、是非とも安全な場所に避難するということが大事だというふうに思っておりますので、そのレッドでもイエローであってもそこは線引きをするのではなく、危険な位置にいるんだというところを認識していただきたいなというふうに思っているところでございます。

そしてまた、まあ学習会の件につきましては、これまでも婦人会、あるいは自治会からの要望を受けて行っているところでございます。今後もですね地域からの要請が

あれば、町当局としましてもですね、そういった説明会を行っていききたいというふうに考えておりますので、ご要望の際は町の方に一言要望いただければですね、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私が言ってるのは、まあ自治会でやればですね何十人集まったとか、まあ本当にイベントですよ。何十人集まって、それで大人数で練習したとかそういうことではなくて、やっぱり小規模で、10人規模とかそういう規模でその地域の人が、本当に常日頃ですね福祉課で行ってるような、そういうふうな健康教室、それから何とか教室っていういろいろありますよね。そういうのを防災としても取り組んでいかななくてはいけないんでないかっていうことです。

私は三陸沖の大震災の時、4回ボランティアに行きました。で、現地話を聞きました。とにかく大事なものは、もう避難訓練です。もう逃げるとのこと。で、どこに逃げるか。それが一番行っていなかったのが現地の人たちだということです。で、その大企業がまあいろいろ入ってますので、大企業の人たちはしょっちゅう避難訓練やって、誰も被害が出なかった。即、裏山に逃げてて全員無事だったけども、真ん中であつた、地元の人たちが避難訓練やってないもんですから、その人たちが全部犠牲になったという、こういう話があります。是非そういう意味ではですね、防災に強くなる。特にここは危険です。山も海も大変危険なところです。そして、安心・安全で暮らせるそういう対策を、イベント式ではなくて小規模で行ってほしい。このことについてお話しします。今このことについての答弁は、あといいです。

それとですね、その先の泊から、その泊の橋から101号線、ここは私たちの生活としてあそこ途切れたらもう大変です。生活できません。私はその危機を感じたのは、能代沖っていうんですか、地震の時、ちょっと子どもが2歳で保育園休んでまして実家に行ってたんですけども、病院終わって帰ってきたら、本当にあの橋が渡れるか渡れないかの寸前でした。で、ここでまた家に引き返さない、実家に引き返さなければならぬかと思うような、あそこが本当にいかに重要なところであるかということをお私はその時身をもって感じました。そういう意味ではですね、町長もう一度、この路線についての重要度についてお考えをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

国道101号、まあ能代と、そしてまたこの八峰町を結ぶ幹線道路でございます。そしてまた泊橋と言わず、その南側の方からですけれども、あそこがやはり通行止めになると、いわゆる孤立してしまうといった状況になることも十分認識しております。それは道路管理者である県の方も同様の認識を持っているというふうに考えておりました、この路線の重要性は本当に皆さん分かっているところでございますので、災害時、通行止めにならないよう県としても防災対策に努めているというふうに聞いておりますので、町としてもそういった対策を続けていただくよう、県に対しては働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非強く県に要望して行ってほしいと思います。

それと3点目の県道101号線、これは笹森線というんだそうですけれども、あそこが本当に見たこともないような滝になってました。国道から笹森線に入って、その下、下って発盛の切れ目のところまで、見たこともないような滝のような状態になってました。私が思うには、まず笹森線から入った坂道、あそこはしょっちゅう大雨が来れば突き当たりの家が水が入るか入らないかって非常に心配する家なんですけれども、これは本当に内水氾濫ではないかと思われるくらい、国道からすぐ下がって側溝が横にこう流れます。で、その下にまた県道に繋がる側溝が流れてます。その人に聞いてみました。そっから大雨が降るたびにぼんぼんぼん水が吹き上がってくるということです。まず第一にそこから。そこから流れる、下の方に流れる側溝、突き当たりの誰もいないところで大きな側溝があるんですけども、そこは木みたいな草ぼうぼうになって、そこへのどのくらい流れるか、ちょっと私、専門家でないので分かりません。それで、この前の災害の時は、椿の消防団、まあ伊藤議員も一緒になって土のう一生懸命運んでました。で、土のうが足りなかったんです。足りなくて、そこの家は全部水をビニールに入れて、水で玄関をやってようやく自分の家には水が入らなかったということを書いてます。そういうことからすればですね、まず改善しなければならぬことはあります。発盛の下から流れてくる水は、本当に爆流です、爆流。こういう太い線からパーっと水が流れてきます。それが、まあいつもそうなんですけれども、今回は特にそうでした。それが下椿に行って、下の方にも滝のように水が流れていました。そういうことはですね、改善すれば改善できる点、これを是非行ってもらいたいと思いますが、この地域に対する対

策について何か建設課の方でも考えがありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

まず一つがですね、その道路側溝というのは、おそらく計画規模が2分の1から5分の1、この程度の降雨にしか対応していないというのが現実でございます。今回の大雨は、おそらく確率規模にしますと100年に一度、あるいは200年に一度という甚大な被害をもたらした大雨でございましたので、そこをなかなか、その計画規模どおりに整備するっていうことはちょっと難しいかなというふうに考えております。

ただ一方でですね、この見上議員からの通告があった次の日、2日後ぐらいだったと思いますけども、振興局の建設部長がですね、たまたまこの八峰町に来ておりました。その際にですね、その状況を説明して、で、現場を確認してもらった上で、ちょっとその対策がないかどうか検討してくれというふうなお願いをしたところでございます。いずれちょっとまだ返事もらっているわけではございませんけども、道路管理者である県と町の方もですね、しっかりそういったところ連携しながら、あんまり被害が拡大しないような対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 県の方にもお願いしたようですけれども、やればできるところが何箇所かあります。これは是非側溝を広げるとか、それから、そのところはもう雨水が雨が降るたんびにもう大変な思いをしてる家ですので、できればやれることをやれば防げる、こういう対策ですので、是非力を入れて災害が起きないようにしてもらいたいと思います。これは強く県の方にお話してください。

それで、ダムの方なんですけれども、まあダムは放流するダムではないということが聞きました。しかしですね、もう水害起きた時は皆さんパニックになってますので、「何でダムを放流しないんだ。もう二、三日前から大雨降るのに、何でその前もって対策取らないんだ」っていうふうなことが農家の人からも聞かれました。そして、「こんな手遅れになってからどうなってるんだ」っていうことで、それでですね、まあ専門家でないので分かりませんが、素人の考え方からしても、そのダムがあふれないようなそういう仕組み、どっかから穴開けて放流するようなそういうことが、私は素人ですので分からないですよ。ただですね、やっぱり住民にとってみればそれが大事な大事な、そ

れないと、それが故障すると大変な被害をもたらし、現に被害をもたらしています。そういうことを考えれば、ダムについて改良できるもの、そしてこれを本当に農業用として利用できるものになるように、絶対被害が起こらないようなこういう対策って取れないものなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

水沢ダムにつきましては、やはりそのゲートがないダムでございまして、事前放流、いわゆる大雨の予報があるといった時点でですね事前に放流するという取り組みもできない状況でございます。ゲートがあるダムというのも県内には幾つかあるんですけども、今新しいダムというのはもう皆ほとんどゲートレスのダムになっておりまして、なかなかそういった対策ができないといったところでございます。まあゲートを新たに付けるという手法をですね、私ちょっとまあ全国的に調べてないので分かんないですけども、ちょっと私の経験では記憶がないところでございますので、そういった新たな技術的なところをですね町として研究しながら、もしそういった対策ができるのであれば県の方にちょっとこう話してみたいなというふうに思っているところでございます。

ちょっと私からは以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この水沢ダム、まあ峰浜の議員の方々もおりますので私の口から言うのもなんですけれども、峰浜土地改良区7,000haですか、まあ現場の人も言っていました。このくらいの規模の人たちが水、このダムを利用してるんだと。で、今回で、まあそれが壊滅状態になった場合、大変な大被害であります。私も土地改良区の方に行って話を聞きました。埴川と、それから水沢でなくて峰浜土地改良区ですか、そっちの方に行って話を聞いてきましたけども、本当にもう事務方の方が落ち込んでいました。何としても早くこれを直してもらいたい。ダムが頼みの綱であることがよく分かりました。そういう意味でもですね、基幹農業、農業が基幹ですので、町長の方から、県のこの携わってきたベテランですので、この力を発揮してですね、これを改良するように頑張ってもらいたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） お答えいたします。

ちょっとその技術的に可能かどうかというところが非常に難しいところかなという

ふうに思っております。いずれこの水沢ダム、この八峰町においては非常に重要なインフラでございますので、このダムの必要性、こういったところをですね認識しつつ、改良ができる場合は県の方にしっかりと伝えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） あと1分ありますが。

○議長（皆川鉄也君） ないです。

○8番（見上政子さん） 椿については、やれることはやれるんだということ感じます。側溝の木とか草とかいっぱい詰まった。で、立派な側溝があります。そこを改良する。そして内水氾濫にならないように現在の側溝をもうちょっと幅を広げる。そういう手立てをすれば改良できる。まして坂道でありますので、下には下椿の住民がいます。そういうことを考えると、これは本当にやればできる。この前のは本当に人災とは言わないけども、そういうたぐいのものではなかったか。それから、デバイス方面から流れる水の対策をお願いします。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで時間となりましたので、8番議員の一般質問を終了します。休憩します。11時2分より再開いたします。

午前10時56分 休 憩

.....
午前11時02分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） おはようございます。久々の一般質問で大変緊張しております。よろしく申し上げます。

10番、通告に従いまして、茂木町との災害協定の考えについて町長に質問いたします。

7月14日から降り続いた長雨は、当町に甚大な土砂崩れや断水等、被害をもたらしました。その豪雨の最中、7月16日早朝、茂木町古口町長より、被害を知り、何かできることはないか、手伝えることがあったら何でも言ってほしいと連絡がありました。その時点では被害状況もまだ把握しておらず、何をしてもらったらいいか分からない状態だと伝えましたが、7月18日には、峰浜地域の断水を知り、すぐ支援物資を積んで八峰町

に19日朝9時に着くように職員を向かわせると連絡がありました。自分も19日朝9時に合わせて役場に向かい、備蓄倉庫へ飲料水500ミリリットル1,008本、給水パック6リットル入り3,000枚の搬入を手伝いました。そのほか義援金5万円もいただきました。本当にありがたいことでもあります。

ここで、茂木町古口達也町長との繋がりを説明したいと思います。

平成23年11月、当時日本で一番元気のある町長とメディアに取り上げられていた町長と茂木町を見てみたいとの思いで、教育産業常任委員会で視察を企画し、その人柄に接し、朝から夕方の懇親会まで付きっきりの手厚い歓待を受けてきました。その翌年、平成24年3月、東日本大震災が発生し、茂木町では原木しいたけを栽培していましたが、風評被害で立ち行かなくなり、当町の菌床しいたけを視察に古口町長が訪ねていらっしゃいました。そして平成26年2月には、産直おらほの館の皆さんが茂木町の道の駅を見たいと視察に行った際にも手厚い歓待を受け、感激したと報告を受けました。同年9月には、おらほの館のイベントに合わせ、古口町長ほか7名の職員の方々が来町し、とちおとめ等の特産品の販売を行い、物流の交流も始まりました。そのような深い交流を構築してきたことが今回の支援に繋がったものと思います。このたびの温かい支援を受けて、秋田県沿岸部と栃木県山間部とでは異なる環境、地域性ではありますが、災害有事の際にはお互い助け合える支援の手を差し伸べることができる関係が必要と思い、災害協定を提案しました。町長の私の意を酌んだ前向きな答弁をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門協議員のご質問にお答えいたします。

災害発生時における復旧支援に関する協定等につきましては、災害時の各種応急復旧活動に要する人的・物的支援について、自治体同士や民間事業者等との間で締結することにより、非常時においても迅速な支援を受けることが可能となるものであります。

町では、これまでに国土交通省や秋田県、能代市山本郡医師会など21件の災害協定を締結しており、このたびの豪雨災害においては、能代市と大館市から給水車両の貸し出しと給水作業の人的支援があったほか、町建設業協会等からは水道管や道路、河川等の応急復旧にご尽力を賜るなど、多くの関係者からご支援をいただいたところであります。

また、八峰町だけでなく、この数年は、三種町や五城目町など県内の各自治体におい

ても甚大な被害が発生していることを踏まえ、今後、県町村会として、災害時に緊急応援が可能な町村による相互応援活動等を円滑に遂行するための協定書を作成することとしております。

一方で、これまでも議会や産直会等において交流のあった栃木県茂木町からは、今般の災害時において、町担当者が陸路8時間をかけて飲料水と給水パック、さらには災害見舞金を届けていただいたところであり、改めて本町と茂木町の関わりの深さを認識いたしました。

また、9月4日には、茂木町周辺で時間雨量100mmの記録的豪雨となり、複数の土砂崩れが発生したとの報道があったことから、私自ら古口町長に連絡を入れ、お見舞いを申し上げたところであります。

積雪寒冷地で日本海側に位置する本町と、太平洋側の内陸部に位置する茂木町は、気候が異なることや距離が離れていることを考えると、大規模災害時において同時に被災する可能性が低いことから、災害時応援協定を締結する相手先として理想的であります。

しかしながら、これまでの両町の関わりや交流実績等を踏まえると、災害に限定した協定ではなく、幅広い分野において相互交流を行うことが重要であると考えていることから、今後は両町による姉妹都市提携を見据えた検討を進めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 町長の答弁のとおりであります。災害協定に固執した一応、通告は災害協定であります。それに固執した質問ではなく、何かあった時お互いに手を差し伸べられる関係、まあ今までもそうしてきましたが、その関係の構築ですね。

私たち年代は、諸先輩から「貸した金は忘れても、借りた恩は忘れるな、必ず返せ」と教えられてきました。私は、貸した金も忘れません。その恩を返す時も、これみよがしに返すのではなく、相手が困ってる時に慎み深く遠くから手を差し伸べるのが本当の恩返しだと思います。その気持ちを忘れないで私たちも今までやってきましたし、是非当町からもその思いを茂木町に届けていただきたいと思います。

まあもちろんこの災害協定であれ、友好協定であれ、姉妹協定であれ、相手がいることなので、相手がそこまで要らないって言われればそれまでなんですが、その辺を何とか堀内町長と古口町長で前向きな検討をしていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門脇議員の再質問にお答えいたします。

まずですね、先ほど申し上げましたとおり、今般の災害を受けまして、向こうの役場職員がですね陸路8時間かけて、見舞金、あるいは給水パック等ご支援いただいたところであります。まずはこのお礼を兼ねてですね、近いうちに私自ら古口町長にお会いしてですね、そのお礼を述べたいなというふうに思っています。その際にですね、今日答弁で申し上げましたような姉妹都市提携、これをですね結びたいという私の思いも伝えまして、必要な事務的な作業、そういったところを順次進めていながら、できればですね、古口町長の経歴を見たら今6期目のそろそろ折り返しぐらいなるかと思えますけども、いずれ早いうちにですね私と古口町長との間で姉妹都市提携を結びたいなというふうに考えておりますので、皆様からもそういったところのご指導いただければ幸いに存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 答弁ありがとうございます。茂木町に行く際には、多分私も同行した方がいいのではないかと考えております。当時日本一元気のある町長と言われた古口町長ですが、堀内町長からは日本一元気があって行動力のある町長を目指していたきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで10番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 議席番号2番山本です。通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、豪雨災害と干ばつ被害対応について。

7月15日の豪雨は、町道崩落に伴う水道管の破断、住宅内への排水路のオーバーフローによる住宅浸水、農業施設である用水路の決壊、崩落、田んぼの水没、土砂流入、ごみ流入など、町にとって過去にない甚大な被害を受けました。今なお水道管は仮復旧に過ぎない状況にありますが、地元建設業者の協力により生活に支障のない状況に至っており、安堵しているところであります。町にとって農地・農業被害の認識については、農業者以外の一般町民の方々は、日常生活に支障がなくなったことで関心が災害復旧から薄れてしまっており、改めて農業被害の窮状を訴え、その対応を質問します。

このたびの豪雨による河川の決壊による水田への土砂流入、農業用水路の崩落、土砂崩れなどの多くの被害があり、すぐにでも復旧しなければならないのに調査や査定、認定といった役所の一連の作業が済んでからでないで予算の目処が立たないほか、被害箇

所が多すぎて設計業者も決まらず、果ては施工業者がいるのかも分からずじまいのまま、稲の刈り取りが始まりました。今回の豪雨後の干ばつ、高温被害は、稲ばかりではなくネギなどの野菜全般に及び、野菜においては高温による成長狂い、成長不良が発生するなど、水稻収入の減収にさらに追い打ちをかけられている状況であります。農家は、来年の春に田植えできるのか、種や肥料の注文をしたらいいのか、自分の関係する水路等の復旧される順序、予想期間を知り、その選択をしなければなりません。災害想定箇所になっても復旧に2年、3年もかかるようだと、今後町が支援するにも被害農家の営農継続の意思の確認が求められます。復旧予想スケジュールを示してください。

このたびの被害の特徴は、農業用水路等の被害による水の供給がなくなったところに雨が降らない晴天かつ高温が1カ月半も続いて、稲が枯れる被害が広い面積で確認されています。干ばつ被害の推定面積を把握しているのでしょうか。

また、復旧する農業用水系の順番を決めるには、2年後、3年後の営農意思の確認が重要であり、その動向をつかんでいるのでしょうか。

しかも、農業被害のうち、特に大きく被害を受けているのは、八森地区の本館以北の水系4組合の農家と、大槻野貯水溝を利用している大槻野、水沢の関係農家、そして中山間地の農地を集積して営農している農業法人であります。中山間地農地の特性により、河川の決壊、用水路の崩壊に続き、干ばつにより稲が枯れ、収入は皆無に近いと推定されます。今年の肥料代の資材の支払いできない収支となる予想であります。法人は個人農家と違い、その設備投資額や従業員給与の支払いなど相当の資金が必要であり、今後の町の農業・農地を維持する法人の支援は大変重要であります。水稻共済や農業収入で補填されても相当厳しい経営になることは、はっきりと言えます。町として今後の農地の保全の考え方、農家支援のあり方が被害農家の営農継続の判断を左右すると考えられます。今回の農業被害には特段の支援が必要であることから、町民にも行政にもその実態を正しく理解してもらいたいものです。そして、この課題の対応の答弁を求めるものであります。

次に、女子就業等の環境改善について。

私は3月議会で、人口減少対策については、その鍵を握るのは特に女性というキーワードであるし、これからのまちづくりには女性が安心して住むことができるということが必須条件であると発言しました。このことは、女性が子どもを産み育てるということを行うのではなく、いかに元気で楽しく安心して暮らしていけるまちづくり化をする

のかと提言しました。

こうした中、町内に研修を通じて外国人のスキルアップを図り、企業の生産活動に従事してもらう企業や介護施設などがあり、研修生が多く滞在しております。その企業が雇用している女子従業員の住宅環境がプライベートのない共有使用、いわゆるタコ部屋とのうわさがあります。実態はどうなのでしょう。研修生に頼る状況にある町の企業も、研修生からも、この町の住環境は他の町より良いと言われる程度にならなければ、研修生に来てもらえなくなるし、同時に女性の職場環境の改善を図ることが町への移住・定住戦略となると考えます。例えば、女性を多く抱える職場の女子用トイレを化粧室化するとか、ロッカー室、更衣室を設置するなど、住環境、就業環境の改善を推進して、多くの女子就業者の雇用の確保を図る必要があると考えます。環境改善のため、企業との調整、支援の考えの有無の答弁を求めます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、今般の大雨は、本町において24時間降水量が観測史上最大となるなど、多くの町民の皆様が経験したことのない豪雨災害であり、ライフラインの一つである水道が広範囲で断水したほか、道路や河川、農地や農業用施設など甚大な被害があったところであります。

このうち、農業への被害につきましては、水田への土砂流入が約30haあったほか、用水路の決壊等が約7.7km、農道の決壊が18か所、取水施設等の施設が9件など、大規模なものとなっております。

特に、用水路の決壊や土砂の流入により、出穂期から開花期の最も水を必要とする時期に水が供給できなかったことに加え、大雨以降ほとんど降雨がなかったことも相まって、干ばつ被害の面積が約139haヘクタールとなるなど、今後の収穫への影響は相当大きいものと考えており、私自身も、本町の基幹産業の一つである農業がこれまでにない危機的な状況にあると捉えております。

このため町では、国や県、土地改良区等の関係機関と連携しながら、農地や施設等の災害復旧事業を行うための準備を進めているところであり、11月頃から始まる国の災害査定を受けた後、原則3年とされている事業期間を目処に復旧工事に全力で取り組んで

まいります。

また、災害復旧事業を進めるに当たっては、被害箇所が多いことから、まずは用排水路と受益面積の大きな箇所を優先して復旧するほか、被災した農家に対しましては、今後のスケジュールや復旧に要する各農家の負担率等を丁寧に説明するとともに、営農継続の動向についても併せて確認しているところであります。

このたびの災害を受け、離農を考えている農家があることも事実であります。今後、被災した農家の皆様が営農を続けていけるよう、農地等の早期復旧はもとより、町の農地を維持していくために、ほ場整備事業を推進することに加え、農地が利用されやすくなるような集積化が必要であると考え、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の作成にも取り組んでまいります。

一方で、農家への支援につきましては、被害を受けた認定農業者等が翌年の経営に必要な運転資金の融資について、その利息分を県や町が負担する「農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業」を本定例会に提案したほか、県では次期作の種子購入に対する支援を検討していると聞いており、今後、町でもJA等と連携し同様の支援について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今年のような豪雨災害は全国的にも激甚化、頻発化しており、今後も同様の被害があることも考えられることから、町としましては、県や県内の他市町村等と連携しながら、農業被害全般に対する財政的支援や技術的支援について、国に対し強く働きかけてまいります。

次に、女子就業等の環境の改善についてであります。

八峰町における外国人労働者については、現時点において34名が縫製業や介護、製造業等に従事しているところであり、その全てが女性であります。

人口減少が進む本町においては、こうした外国人労働者は貴重な人材であることから、住環境はもとより、トイレの快適化やニーズに対応した環境づくりが重要であると考えます。

こうした中、厚生労働省では、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対し、その経費の一部を助成する「人材確保等支援助成金」を実施しているほか、県においても、外国人介護人材とのコミュニケーション支援などに要する経費を補助する環境整備事業を実施しているところであります。

また、町では、住宅リフォームの一部を補助する「住まいづくり応援事業」を実施しているほか、町ホームページでは、町内における空き家の情報発信も行っております。

なお、現時点において、いわゆるタコ部屋の把握はしておりません。

今後は、外国人労働者を雇用している事業主との意見交換を行い、こうした事業の周知を行うとともに、現状や課題の把握に努めながら、町としての支援のあり方を研究してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 復旧の順番、受益面積の大きいところはやるってことはこれは当然のこと、まあそのとおりだと思いますけども、要はですね、年内に工事が始まらないと来年の田植えにはほとんど間に合わないという可能性が大なわけですよ。ですからそこが一番重要で、その辺がはっきりしないとですね、まあ種も買う必要もないし、肥料の注文もまあストップせざるを得ないわけですよ。だからその辺を現実的にどうなのかと。まあどこが先に年内にやれるのか、若しくは4月までにそれは完了できるのかという見通しさえも出してもらわないと、なかなかそれ農家としては先に進めないというふうなことなんです、まず1点目、それを答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、年内に工事がかけられるかというご質問であります、今、国から示されてるスケジュールでいきますと、査定が、まあ町長の答弁にもありましたが、査定が11月頃から開始されるということであり、で、査定を受けてからまず1カ月後に、その査定の金額が確定するという形になります。その後、今度工事発注という形になりますので、年内発注は大変厳しいものと考えております。

また、年内に、年度内ですね、来期に向けて復旧できるのかという質問であります、水沢ダムの下崩れた箇所につきましては、今、県と交渉を進めておりまして、応急仮復旧じゃなくて応急本工事という形で先に水路だけを工事したいと考えております。なので、そちらにつきましては何とか来期の作付には間に合わせたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 水沢地区のその管については最優先でいくだろうと思いますが、

旧八森地区の方は土側溝でありましてですね、これ急斜面に沿って水路が造っている関係上、まあなかなか建設機械も安易に入れない場所。しかも、流域面積は峰浜、水沢ほど多くないという状況の中なんです、かといって、その八森地区の水田をじゃあそのまましておくのかということだわけですよ。で、まあ2年、3年も、まあ2年って来年といっても田植えが始まらないと、要は3年また待つっていうことになってしまうわけですね。それともう一点はですね、そんだけ水が入らない田に、もう底まで割れてしまっているんですね。そうした田んぼに水を張っても、水が残るのかと、代かきできるのかという問題も出てくるわけですよ。ですから、まあこの辺、だからまあ来年少しでもですね、その水を供給できて再来年にはまず何とかなるというふうな見通しがいつの段階でこれ分かってくるのかと。まあ11月のその査定終わったら直ちにですね、その辺の予想、まあ業者の問題もあるでしょうけども、その辺やっぱり見通し立てないと、農家としての対応ができないわけですね。その辺をもう一度示してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

山本議員ご承知のとおり、現状では来期の作付は大変厳しいものと考えております。で、言われたとおり、まあ今これからコンサルさんが、設計屋さんが確定しまして設計を組んでいただきます。それから査定を受けて確定となるんですが、それから工事発注しますと相当期間を要するものと考えておりますので、まあ査定を終わって金額確定して工事発注できる段階になりますと、ある程度の見通しは示せるものと思っておりますが、まあ議員ご承知のとおり町内に業者数も、建設業者数も限られておりますので、やはり相当数年数を要するものと今のところは認識しております。であります、いずれにしろ、その何だ、査定終わって事業確定しましたら情報は皆さんに随時周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあほとんど2年、3年かかるというふうな状況だということだわけですけども、それを、何ていうか、農家に説明をしておく。それをしているんでしょうかね。まあ被害を全くない農家もいるんでしょうけども、これ、この場合は水路だけの問題でなくて高温と雨不足で枯れている水田も結構見受けられるんですよ。です

から、まあ今回水路等の被害だけではなくて、その辺の農家に対してもですね、十分そういう状況でかなり支障があるんだと。で、なおかつ、まあ水田ばかりでなくてね、高温障害による農作物、まあ野菜、ネギが特にそうですけども、高温で成長がしてこないわけですね。そういうふうなことで細いネギとなってですね、まだ満足のできるような太さになってないということで非常にこれもまた問題があるわけですよ。

で、まあそういうふうな中で、特にこの被害を受けてるのは中山間地を集積した法人、これらが非常に被害を受けてましてですね、ここの2年間をしからば給料払っていただくの体力があるのかということが非常に課題となってるわけですよ。これをまず、まあ将来の担い手だわけですけどもね、今これを万歳させてしまうとですね、将来的に農地を担うその人がいるのかということだわけですよ。その辺について、町としてこの件についてどう考えているのかということです。答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

なかなか、ご承知のとおり今回の災害、相当甚大なものになっておりまして、水路だけでなく農地等にも相当な被害があるところがございます。私もですね副町長と一緒に泊川の上流、あるいは真瀬川の上流の被害状況も確認したところがございますけども、なかなか被害箇所も多くてですね、ちょっと課長からも説明があったとおり、災害査定を受けた後もですね、ちょっと時間がかかるなという認識を持ったところがございます。

こうした中であって、今後この八峰町内の農地どうするんだといった不安も非常に多く持っている農家さんもいらっしゃると思いますので、まずはですね、その災害復旧を全力で進めていくというのと同時に、やはり今回の災害を受けて改めて思ったのが、やはりほ場整備みたいな大区画にして側溝を装甲して道路もある程度大きくする、そういった形の事業をやっていかないと、これから農業を始める人に対してなかなかそういった、あまり手をかけずに収益を上げていくというような形を示せないのかなというふうなところを思ったところがございます。このため、いずれ県の方にですね、まあ技術的支援は当然ながらお願いしていくんですけども、それとはまた別に、そのほ場整備の進め方についてもですね、いろんなアドバイスをいただきながら、町としてほ場整備の区画拡大、こういったところを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ私は常々、農地っていうのは国が管理していくべきものだと思うているわけですよ。ていうのは、まあこういうふうには高齢化していくと次の世代がやるかやらないかって全く未知数。現状では継がせないという方が多いわけで、一方で、まあ集積して大区画の農地であれば、まあ100町歩、まあ100haをやる農家もあるわけですよ。ですから、そういうふうな整備されたところであれば十分農家っていうか農業をやるという法人もまず出てくるわけであってですね、だとすると大区画の整備をして、農地は誰かが希望があったら貸せるというふうな体制がいい。そのためにはやはり国所有の方がいいという考え方なんです。とすると、国所有はいきなりできないにしても、例えば町内に持っている手を離しているような水田は町に寄附してもらおうとか、そういうふうな、まあ例ですけども、そういうふうなことをしてもらえれば町で整備できるわけですね。まあおそらく大多数の農家はそれを、今やめてる農家はそういうふうには希望すると私は思うわけですよ。持ってる方が経費かかりますから。そういうふうな方向性でもって町の農地を管理するという手法もあるわけですから、そういうから始めて水路整備、農地の基盤整備というふうなものを町がやれば、町の住民でなくてもほかから来てその農地を耕作してくれるというふうなチャンスがあるわけです。そういうふうなことを、まあ今後、町として農業・農地政策を協議する場っていうふうなものが必要なんではないかなというふうに考えますけども、その辺についての答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれ耕作放棄地に関しては、やっぱりその農地を管理する人としてはなかなか難しいのかなと思ってますけど、いずれそういったところがないため、そういったところをなくすようにですね、農地中間管理機構、こういったものができて、法人にそこを通してお願いしたりというようなやり方が、まあ国主導でこれまでもやってきたというふうに考えております。それをですね町がそこに入って、そういった形に進めていくっていうやり方、ちょっと私、情報今持ってないので、それが可能かどうか分かりませんが、いずれ何かしらですね今のその制度設計の中、あるいはちょっと変えてでもですね、そういった形になれるようにですね、ちょっと町としても研究していきたいというふうに思ってます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） あとはもう一つ、法人の問題ですけどもね、なかなか厳しい経営状況にあって、その2年、3年分の給料を支払っていける体力があるのかどうか。これについては、まあ農協等と調整しながらですね、当然貸付という形にはなるでしょうけども、それで町が融資できるっていうことはないにしても、農協と一緒にあって融資できる体制ができるかどうか。かなり通常とは違うケースの何だ、貸付状況になると思うので、その辺の調整はできていくのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私からお答えいたします。

新聞報道等を見ますとですね、八峰町、おそらく全県で一番農業被害額が大きい地域だと私は認識しております。こうした中であって、先ほど来、山本議員から農家の経営が非常に苦しいといったところも言われているところがございますので、当然ながら町単独としてどういった支援ができるのか、今後研究していくわけでございますけれども、同時並行的に、国や県に対して新たな支援策についてちょっと検討してくれといった働きかけをしてまいりたいなというふうに思っております。そうした中でですね、その農家、あるいは法人の経営の手助けとなりますよう、町としても頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれ、いろいろ答弁いただきましたけども、水路が直らないままではですね、蕎麦、大豆のチャンスはありますけども、いずれそれだけでは収入、まあそのぐらいの収入ではですね従業員を維持するだけの収入はならないわけですよ。ですから、今後その経営を維持していくためにはやっぱり水田に戻さざるを得ないと。そのために何としても水路の水供給は確保してもらにゃあ、努力してもらわなければならないと。それができないとなると、まあ旧八森地区の浜田から下の方は全て耕作放棄地になる可能性が大ということ念頭に置いて、今後進めていただきたいと思えます。

ということで1問目の質問は終わります。

次に、女子就業の関係ですが、うわさではありますけども、まあタコ部屋ということであるのかということである企業の社長に聞いたら、「そうです」と言われました。一軒家借りて6人つったかな、住んでるそうですけども、やっぱり女のまあ研修生から言われるのは、プライベートな空間がないということで、一人部屋、そういうふうな環境が欲しいということ言われているそうであります。なかなか個人、企業といえども、

なかなかこの研修生を連れてくるっていうのはですね結構金がかかるそうなんです。なかなか体力的にも、金のね、金の体力的にも負担はしているほかに、またこれは住むところ直すのは非常に重荷だなというふうな話をしたわけですよ。ですが、彼らが、その人が言うにはですね、それでもやっぱりそれを改善していかないと将来的に研修生が来なくなるよというふうな話をやっぱりしてるわけですね。まあその企業ばかりでなくて、まず海光苑なり、大森さんかな、あるんですけども、現実にはそっちの方も同じだということで、私はその時点で考えたのは、そうすればその改善、まあ一人部屋に改修するような資金の支援をできないのかなと。町としてもそういうふうなことをしていってですね、研修生が満足できるようなその住環境を整えて支援するのも一つだなというふうに思います。それは研修生ばかりではなくてですね、町内企業の女性従業員を扱っている企業もですね、この機会にそういう化粧室化するとかですね、ロッカー室とか休憩室も必要なのかな、そういうふうなことも環境改善には役立つのではないかなというふうに思うわけですよ。それについて答弁を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 改めまして山本議員のご質問にお答えいたします。

一番最初の答弁でも申し上げましたけども、八峰町に今34名の外国人労働者がおりまして、その全てが女性だということをございます。ただですね、そうした外国人労働者向けの住環境というのは、あくまでも雇用主が整備するものと我々もこう認識しているところをございまして、なかなか今までですね町がこう手を入れるといったことはしてきておりません。ただ一方ですね、人口減少に苦しんでおりまして、なかなか働き手もないとなると、そういった外国人労働者が非常に貴重な戦力であるというふうなところも我々考えているところをございますので、まずはですね既存の事業、例えばリフォーム補助事業ですとか、今ある事業の説明をですね雇用主側に説明しながら、そしてまたその雇用主さんとですね意見交換を行って、町としてどういった支援ができるのか、こういったところを研究していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 従業員の環境は当然企業がやるべきであります。ただそこにはやはりそれを進めるという町の意識が必要だわけですよ。まあそれ外国人ばかりを相手

にしてるんじゃないくて、全ての町内の女子従業員を使ってる企業がそうあるべきだというふうに向かっていかないと、企業の女性の環境は変わっていかない。ついでに外国人の研修生がいるところも対象にするということの考え方でやってもらえればいいなというふうに思うわけです。ですから、企業と、金のかかることですから、当然やってくれよというふうな協議なり依頼は必要だと思いますし、それによって必要な資金は若干出す方向性をちゃんと匂わせながらですね進めることを私は提案しますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれにしてもですね、その雇用主側と意見交換するっていうことが非常に大事なことだと思いますし、それが第一歩目だと思います。今後ですね、女子従業員を雇用している事業主さん、先ほど言いましたとおり外国人を雇用しているだけの企業さんだけじゃなくてですね、幅広くその町内企業の方々と意見交換しながら、どういった対策があるのかっていうところを研究していきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあいずれにしても、女性の方に八峰町の職場はいいところだというふうに言ってもらわないと、将来的に女性がいなくなる町になってしまう。まあ中国木材なり、ちょっといい企業も能代に入って来てますけども、そこにだって当然女子職員が採用なるわけですから、その人方を八峰町に定住させるためにもやはりいい環境を求めるっていうことは必要なので、是非町内企業にそれを頑張ってもらいたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 議席番号2番、伊藤一八です。通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、観光振興について伺います。

日本政府観光局の統計資料によると、コロナ前の2019年に3,000万人を超えていた外国人旅行客は、コロナ禍において激減し、2021年には約24万人まで減少しました。これまで成長を遂げてきたインバウンド需要に急ブレーキがかかり、裾野の広い観光関連業界は大打撃を受けたことは間違いありません。しかしながら、感染症の分類が5類へ格下げとなった5月以降は、急速に訪日外国人が増加して、6月までの半年間で既に1,000万人を超えております。

私は以前から、人口減少や少子高齢化が進む中において、国内外から八峰町へ人を呼び込み、旅行関連の消費を拡大させることは、地域経済の活力維持や持続的成長に繋がると捉え、観光施策は大変重要であると考えておりました。

こうした中、堀内町長の公約の一つに「コロナ後を見据え、地域の多彩な資源を活かした観光を推進します」との言葉を掲げており、私も相当に期待しているところであります。また、行政報告にもありましたが、8月22日から知事や関係市町村長と一緒に訪問した台湾へのトップセールスにおいては、タイガーエアやスタートラベルに加え、町との関わりの深い龍角散の販売代理店へも訪れ、町のPRを行ってきたとのことであります。

そこで伺います。台湾へのトップセールスを踏まえ、今後、町ではどのような観光振興を行っていくのか、町長の考えをお聞かせください。

次に、地域における働き手不足の解消に期待される外国人労働者の受け入れに向けた環境づくりについて伺います。

人口減少が急速に進む中で、町内や県内のみならず、全国的にも働き手が不足してきておりますが、こうした人手不足の解消に繋げるため、2019年4月に改正出入国管理法が施行されております。当時新設された在留資格は、一定の日本語能力と技能などを条件に最長で5年間働くことができる特定技能1号と、熟練で期限を設けない特定技能2号があり、人手不足が深刻な介護や建設、農業など14の業種が対象となっておりました。また、今年6月には特定技能2号の対象分野を拡大する閣議決定もされております。

現在、国内で働く外国人労働者は、過去最多の182万人とも言われておりますが、このうち八峰町内では、最新の情報で34人が縫製業や介護の仕事をしていると伺っております。実際に雇用している人に話を聞くと、外国人労働者はまじめで、しっかりと働き、会社にとって貴重な戦力である。今後は継続して働けるよう、特定技能2号に移行することを期待しているとのことでした。

このように町内においても外国人労働者が活躍しており、人口減少に反比例して、その依存度は一層高くなっているように思われます。

一方で課題も多くあります。東京などの都市部と八峰町では最低賃金に差があるため、高賃金の都市部に外国人が集中してしまい、本町の人手不足が解消されない懸念があります。また、特定技能1号の外国人は在留期間が限定的で、配偶者や子どもの帯同が認められていないことから、将来にわたり社員として雇用したい企業にとっては採用が難しくなります。さらに、地域住民との文化の異なる外国人との共生も課題になるのではないのでしょうか。

当面の人口減少が避けられない本町にとって、生産年齢人口も当然ながら減少を続けますが、経済成長を続けるためには、外国人による労働力の補填が不可欠であると考えます。

そこで伺います。外国人労働者の受け入れに向けた環境づくりについて、町ではどのような取り組みを進めていくのか、町長の考えをお聞かせください。

以上2問であります。よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、観光振興につきましては、コロナ禍を契機に観光客の行動や意識は変容しており、団体旅行から少人数旅行への変化や、主要観光地から地方観光地への分散の動きが加速化するなど、観光を取り巻く社会情勢も大きく変化し、町としましても、今後、こうした変化に対応した持続可能な事業を展開していくことが重要と考えております。

このため町では、アフターコロナに向けた取り組みとして、昨年度、ハタハタ館とポンポコ山バンガローにWi-Fi環境を整備したほか、令和2年度から宿泊客の受け入れを停止していた夕映の館、漁火の館についても、一部施設の補修を行いながら、7月から営業を再開しております。

また、感染拡大の影響により自粛していた各種イベントについても順次再開しており、今年度は、白神山地の世界自然遺産登録30周年を記念した散策イベント「留山・森の音物語」を実施しているほか、アワビの里づくり祭りや白瀑神社のみこしの滝浴びは、多くの観光客で賑わったところであります。

能代山本エリア内においても、インバウンドDMOによる海外旅行会社向けの商品開

発ツアーが実施されるなど、アフターコロナを見据えた取り組みがスタートしており、これらのツアー等を通じて、本町を訪れる観光客も戻りつつあると実感しております。

しかしながら、八峰町を訪れる観光客の多くは、複数の観光スポットを短時間で回る通過型観光であり、今後、経済効果の高い「体験型観光」や「滞在型観光」を推進していくためには、白神山地をはじめとする豊かな自然資源を活かした魅力的な体験・交流メニューの開発や、付加価値の高い選ばれる商品づくり、インバウンド需要に対応できる体制づくり等が急務となっております。

今後、町といたしましては、既存観光資源の磨き上げを行っていくとともに、コロナ禍で変化した観光トレンドに対応した登山やキャンプ等を主体としたアウトドア・ツーリズムを推進していくほか、課題となっている冬季の誘客については、商工会やガイドの会等と連携しながら、「冬キャンプ」や「冬の留山散策」など、雪国ならではの体験メニューの開発に向け検討を進めてまいります。

また、対外的に知名度・注目度の高いサーモン養殖事業や、旧湯っこランドを利活用するリノベーション事業、今年3月にオープンした日本酒の醸造所を併設したカフェなど、地元の若者や民間事業者等が取り組む新規事業を支援しつつ、これらと連携していくことで、魅力的な観光コンテンツの開発に努めてまいります。

さらに、先月のトップセールスで、知事や市町村長、商工会等の関係者と一緒に台湾を訪問した際には、地元航空会社や旅行代理店など多くの関係者と意見交換を行ったことで、町においても、観光客の誘致において様々なチャンスがあると感じたところであり、今年12月から来年3月末まで秋田空港と台湾を結ぶチャーター便就航を好機と捉え、観光協会や商工会等と連携し、外国人観光客受け入れに向けた取り組みも進めてまいります。

加えて、御所の台エリアを北東北を代表する魅力ある観光地とするため、既存観光施設の連携や民間事業者の進出等を盛り込んだ再構築構想を策定しており、今後、この構想を実現させることで、多様化する観光ニーズに対応できるよう取り組みを推進してまいります。

次に、外国人労働者の受け入れに向けた環境づくりについてであります。

2019年に人手不足を解消することを目的とした特定技能制度が開始されてから、外国人労働者の受け入れに向けた地域間競争が増してきており、全国的にも、賃金水準の格差や地域社会との関係性など、外国人労働者の受け入れには多くの課題があると認識し

ております。

こうした中、厚生労働省秋田労働局と県では、外国人労働者の受け入れに関する課題を共有し、適切な雇用政策を実施しながら、県内の人手不足の解消を目指した「秋田県外国人雇用に向けた政策パッケージ」を策定しているところであります。

このパッケージには、県内で就労する外国人の相談窓口となる「外国人相談センター」の紹介や、外国人を雇用している企業向けのサポートディスクの活用などが記載されており、町としましては、町内企業に対し、こうした支援策等の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、町において、今年度実施することとなっている「半農半X事業」を町内で働く外国人に対して参加を呼びかけるほか、町で働く外国人同士の交流会についても検討を進めているところであります。

いずれにいたしましても、人口減少が進む本町においては、外国人労働者は貴重な人材であると考えておりますので、八峰町の豊かな自然の中で安心して働くことができる環境や八峰町民の温かい人間関係などの情報を発信しながら、外国人労働者から選ばれる地域となるよう取り組みを進めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、再質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 大変私の思っていることとほぼほぼ同じような回答で、まず1問目から再質問させていただきます。

町長もおっしゃったように、今、目に見える商品に価値を見出すモノ消費に対して、商品やサービスを通して体験に価値を見出すコト消費、まさに体験型の需要が高まっていると私も感じております。ですので、チャーター便も12月の就航と冬となるんですが、町長のおっしゃっていた冬キャンプや留山の冬登山、是非通年を通して継続してできるように、今後は是非検討していただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○2番（伊藤一八君） 大丈夫です。

○議長（皆川鉄也君） それでは、2問目の再質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） 2問目の外国人労働者の受け入れに向けた環境づくりについてですけれども、午前中の山本議員もおっしゃっていたように、まず居住する区域が箱部屋状態っていう話は私もちらっとうわさでは聞いたことはあります。まず、その方の検討の方、山本議員の方の一般質問の方でおっしゃっていたので、まず大丈夫なんですけれ

ども、まず外国人労働者同士の交流も大事ですけれども、その地元に住んでいる自治体の住民の皆さんと外国人との交流会も是非やっていただけたらどうかなと思うんですが、その辺お答えをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

私、答弁の中では外国人同士の交流という話をしましたが、やはりこういった人たちがですね長くこの八峰町で働いていただけることが非常に重要であると考えております。やっぱりそのためには、当然ながら外国人同士の交流も大事なんですけれども、やはりこの今住んでる我々地域の人との交流も非常に大事だというふうと一緒に考えておりますので、そういったところも含めてですね、今後開催を検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（皆川鉄也君） 2番議員、ほかに質問ございませんか。2番伊藤一八君。

○2番（伊藤一八君） ありがとうございます。

あとですね、半農半Xを外国人向けにも行いたいということでしたが、これもやはり地域住民との繋がりもできて外国人の定住にも繋がると思いますので、是非これも通年で、単年に終わらないような、通年を通してできるように頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 答弁は要りませんか。

○2番（伊藤一八君） はい。

○議長（皆川鉄也君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に基づき、一般質問を行います。

八峰風力発電所の環境影響評価報告書についてお尋ねいたします。

八峰風力発電所は、2019年2月、沼田地区の海岸沿いに設置した7基の陸上風車を運転を開始しました。その後実施された事後調査結果が今年の3月に環境影響評価報告書として公表されました。その中で特に気になった2点についてお尋ねいたします。

騒音及び低周波音に関する調査は、運転開始翌月の2019年3月26日から29日にかけて特別養護老人ホーム松波苑、大土面地区、沼ノ尻地区、土手上下地区、竹生小学校の5か所で行われました。その結果、夜間の騒音が基準値を超えている日が複数の地点で確

認められました。環境基準値は、昼間が55 d B、夜間が45 d Bですが、7号基から水平距離にして約1.7 k mにある特養松波苑では夜間47 d B、同じく7号基から約1.3 k m地点の大土面地区では夜間58 d B、5号基から約0.7 k m地点の沼ノ尻地区では夜間48 d B、1号基から約1.4 k mの土手上下では夜間50 d B、同じく1号基から約2.0 k m地点の竹生小学校だけが昼間・夜間ともに基準値を満たしている結果となっております。報告書には、騒音について、「施設稼働時と施設停止時でほとんど差はなかった」、「調査期間中、波音及び木の葉ずれ音の影響が大きかった」。また、「日中は鳥の鳴き声が聴取された」、「風車音は聴取されなかった」等の記述がありました。基準値を超過した数値の要因については、西寄りの風による波音及び木の葉ずれ音や国道の自動車走行音、鳥よけのペットボトルが回る音の影響が考えられるとしており、風力発電施設からの騒音の影響は極めて小さいと結論づけています。また、低周波音についても、超低周波音を感じる最小音圧レベルである100 d Bを大幅に下回っていることから、風力発電施設からの超低周波音、低周波音の影響は極めて小さいと結んでいます。

しかし、数値はあくまでも機械に現れたものであって、人間の身体感覚はまた別のものではないかという気がします。低周波音の感じ方は個人差が大きく、全く感じない人もいれば、低周波音や電磁波に敏感な人もいます。2020年に能代山本洋上風力発電を考える会が沼田や能代、三種の陸上風車付近の住民を対象に実施した健康被害に関するアンケート調査では、不眠やイライラ、疲労感、耳鳴りなど、原因不明の体調不良を訴える方がいらっしゃる事が分かりました。風車の近くにいる時といない時とで体調の違いがある方もいらっしゃいます。現時点では、こうした不定愁訴と風車との因果関係を証明することはできませんが、何らかの影響を受けているのではないかと考えざるを得ません。介護施設の入居者及び近隣住民の健康への影響が懸念されます。数値上は特に問題がなくとも風車の影響が疑われる方が現にいらっしゃるという事実に鑑みても、夜間の稼働について事業者が改善を求めるべきではないでしょうか。

次に、バードストライク及びバットストライクについてですが、2020年度を除き3年度にわたり2週間に1回、3年目は8月、9月の2カ月間、週1回の調査が行われました。バードストライク及びバットストライクの可能性が高い例と低い例を合わせて、1年目は11例、2年目5例、3年目は7例が確認されました。最初の2019年度で確認された11例のうち、バードストライク及びバットストライクの可能性が高い例の5件は、鳥類が4例、コウモリ類が1例です。報告書には、その可能性が高い根拠として、いずれ

も風車のブレード回転域内であり、全身死骸や身体の主要部分が残ることから、その可能性が高いと記述してあります。可能性の高い5例の中には、絶滅危惧種であるタカ類のミサゴも含まれ、3年目にも1例確認されており、生態系の乱れや周辺での絶滅が危惧されます。鳥を長年観察しているある人は、既にこの周辺にミサゴはいなくなったのではないかと嘆いています。ミサゴ、コウモリのほかには、スズメ、チドリ、タカ、ハシブトガラス、タカ目の一種、カモメ属の一種、カケス、トビ、小型鳥類、キジバト等が確認されております。3年目のミサゴの例については、調査中に衝突が発生し、報告書の記述は、「踏査中、ブレード付近で衝突音がしたことから風車方向を見ると、ナセルより下方の10mから20m付近を落下してくる個体を確認した。左翼骨折、頭部損傷、くちばしが割れていた。幼鳥、若しくは若鳥と思われる」という非常に衝撃的な内容となっています。何とも悲惨で痛ましい事故であり、これが地球環境に優しいとか、温暖化ガスを排出しないクリーンエネルギーであると喧伝されている風力発電の実態であります。イメージと実態の大きな乖離に、風力発電のメリットのみを強調する国や県、そして一体となって推進している自治体首長には、この調査結果をよくかみしめてほしいと思うと同時に、むなしさと強い憤りを禁じ得ません。

人間の健康や命と同様に、動物の命も守らなければなりません。バードストライク及びバットストライクについても事業者に対策を要請すべきと考えますが、いかがお考えか見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

八峰風力発電所における環境影響評価では、夜間の騒音が4地点において環境基準を超過しておりますが、風車停止時においても超過していることを踏まえると、波の音や国道の自動車走行音等の影響があるものと考えられます。

また、超過している数値が1 dBから5 dBと小さいことから、現時点においては改善を要請することなく、影響を注視してまいりたいと考えております。

鳥類等への影響につきましては、大学名誉教授などの専門家から意見を伺っており、衝突は確認できるものの、大きな影響はないとして、昨年度に調査を終了しております。

しかしながら、八峰風力開発株式会社では、現在も保守点検時に鳥類等への影響調査を行っており、専門家の意見を聞きながら状況を確認し、必要に応じて環境保全措置を

検討すると聞いていることから、現時点では、町として対策を要請する必要はないと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ただいまの町長の答弁で、その停止時と稼働時の間のその差が1から5dBしかない。したがって影響がないという答えでしたけども、この低周波音というのは、その音圧とはまた別の問題でありまして、低周波音という、まあこの特徴があるんですけども、その高い周波数に比べて距離が離れても減衰しにくいという特徴があるんです。したがって、また遠方では高い周波数よりも影響が大きくなる傾向があります。

また、この低周波音の影響というのは2つほどありまして、耳では聞こえにくいものの、建物や家具の震動を引き起こしたり、不快感や圧迫感、まあアノイアンスとか、まあ煩わしさという表現しますけども、そういうものを覚えたりするわけですね。で、長い間、低周波音にさらされていると、まあ頭痛とかイライラ、不眠、肩こり、動悸、耳鳴り、しびれ、だるさ、微熱、食欲不振、こうした不定愁訴と言われる症状が発生すると言われているんです。で、沼田の風車は民家との距離が非常に近いです。風車の音が聞こえなくても、低周波音は届いてる可能性が高いわけです。この事後調査の結果ってというのは、その騒音の数値のみでありまして、周辺の住民の健康状態についての記述はありません。

で、数値結果が全てではないと思います。2020年に実施した洋上風力発電を考える会のアンケート調査結果からも分かるように、不定愁訴を訴える人が現実にいるわけです。この声を無視することはできないのではないかと思うんですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと私の手元にですね、八峰風力発電の方で実施しました環境影響報告書があるんですけども、ちょっとそれのですね環境騒音の部分しかちょっと今手元にないもので、それでちょっとお答えしたところでございますけども、いずれその先ほど答弁でも申し上げましたとおり、その環境騒音に関しては、停止時と稼働時はそんなに変わらないといったところもございますので、やはり波の音だったり、葉っぱの音といったところが相当影響したのかなというふうに考えております。

また、ちょっとその低周波に関しては、ちょっと私も詳しくは把握しておりませんが、いずれそういったところも含めて事業者側がやるべきものというふうに認識しているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 能代山本洋上風力発電を考える会は、八峰風力発電株式会社に対し、電話で環境影響評価報告書に関する住民説明会を開催を要望しております。しかし、これを拒否されました。その後、6月22日ですけれども、考える会は同社に八峰風力発電所事後調査にかかる環境影響評価報告書に関する住民説明会開催を求める要望書を提出しています。それに対する回答が7月13日にあり、この回答の中で、「住民説明会開催の予定はないが、意見交換の方法は今後検討していく」というもので、あくまでも住民説明会開催は拒否しております。

それと、騒音と低周波音については、従来の主張である環境基準値をわずかに超過しているという主張を繰り返すのみで、問題はないということ、回答です。

そして、このわずか3日間の調査に対して考える会としては、春夏秋冬のやっぱり4季、四季の調査が必要であるという要望してはありますが、これには無回答でありました。

また、バードストライクについては、鳥類の慣れによる現象や強風の突発事故と持論を展開しております。何を証拠に鳥類が風車に慣れてバードストライクが減ったというのか、何のこの科学的なエビデンスも示さずにこのような回答をよこしておりますが、このような業者、信頼できるでしょうか。

また、能代、まあ考える会としますね、考える会は、このような対応を受けまして、8月3日付で堀内町長宛てに、「八峰風力発電所事後調査にかかる環境影響評価報告書に関する貴職の見解について」という公開質問状を提出しております。これに対して8月18日に町から来た回答によれば、「騒音と低周波音についての町の見解は、影響は小さいと考える」という事業者の事後調査結果をおうむ返しただけのものであり、とても質問状に真摯に答えているとは言いがたいものでした。また、バードストライクについては、「事業者が今後も引き続き保守点検時等に確認を行うべきものであり、その確認状況によっては、環境保全措置等の検討が必要となる場合があり得ると考える」というものでした。バードストライク及びバットストライクについて、町の危機感が全く感じられません。

猛禽類、タカ類のミサゴは、環境省レッドリストでは準絶滅危惧として分類されてお

り、保護が必要な猛禽類が3年間の事後調査で3件の被害報告、1年目2例、3年目1例です。これがあつたことは重大な問題であります。世界自然遺産白神山地の麓の町として、この状態を放置していいんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まず1つ目の八峰風力発電株式会社を信頼できるのかというところでございますけども、これまでも担当者レベルでいろいろと意見交換をしているというふうに聞いておりますし、そしてまた実際に運用している中で保守点検時に鳥類を調査を独自にするなど、しっかりと対応しているなというふうには私は捉えているところでございますので、もちろん町との信頼関係もしっかりやるというふうには認識しているところでございます。

また、バードストライクのこの状況を放置していいのかというところではございますけれども、まあ繰り返しになりますが、会社側もですね継続して独自に調査しているといったところでございますので、まずは町としてこの状況を注視していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） いや、町長これかなり深刻な状況ですよ。のんきに構えてる場合じゃないと思います。もうこのある一つの種が消滅するっていうことは、例えばミサゴがもしいなくなれば、そのミサゴが餌とする畑などのネズミ、こういうものが増えたりとか、ほかの生態系にも影響を及ぼしていくわけですよ。ですから、生き物の命っていうのはそんなにね、まあ人間の命と比べると軽いとかそういうものではないと思います。同じものだと思います。で、野生生物を保護する世界的な条約などもありますので、ここは事業者任せしておく、今後の調査の推移を見守るとかそういうことではなくて、是非積極的にですね業者に働きかけていただきたいと思うんですよ。

まあ騒音と低周波音について、数値だけを見ればもちろんね大した差はないんですけども、実際に人間がどういうふうを感じるかっていうのはその人間でないと分からないことです。で、事業者はなるべくそういうものはないことにしたいものですから、現実こういう体調不良を訴えている方がいるということを受け止めて、その改善に何ができるのか、そういうことについて動いていただきたいと思うんですよ。

この考える会はですね、町の回答を不服として、つい最近ですが、9月7日付で「環

境影響評価報告書に関する住民説明会開催を事業者へ働きかけを求める要望書」というものを提出しております。この中で同会は、「このまま長期にわたり風車稼働を続け、地域住民に健康被害を強いて利益を上げる事業者を放置することは、町政の責任者として町民の安全・安心で平穏な日常生活を守る責務を放棄することになるのではないか。また、絶滅危惧種として保護が必要な猛禽類であるミサゴの風車衝突の被害が事後調査期間中に3例も報告されること自体が異常であり、当該箇所を生息域とするミサゴの絶滅を危惧している私たちとしては、貴職の自然保護に対する姿勢を疑問視せざるを得ない。そして、青森県八甲田山周辺において、国内最大級の陸上風力発電事業を計画しているユーラスエナジーホールディングスに対して、青森市をはじめとする関係市町6市町村の首長が共同で事業者に対して白紙撤回を求める意見書を提出した旨の報道があり、各地方自治体の首長の自然保護及び住民の健康、安全・安心に対する姿勢が注目されている」と述べています。

低周波音については、環境省のホームページに低周波問題対応のための手引きというものが載っております。是非一度目を通して、手引きに沿って誠実に対応していただきたいと思います。

私が町に望むのは、声を上げられない方々や少数派の意見を切り捨てないでほしいということです。そしてまた、人間の欲とエゴによる大規模開発によって生息地を奪われ、声を上げられないまま命を落としていく生き物たちの存在を無視しないでほしいということです。非常に細やかなもの、願いであると思います。今まで述べたことに対して、町長の見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずもって、この風力発電だけでなく大規模開発を進めていく上では、やはりその住民の方々の健康、そしてまた環境保全、非常に重要なことだと改めて私は考えているところでございます。

ただ一方で、何も調査していないというわけではなく、今回そのミサゴの件に関して言いますと、大学名誉教授、おそらく専門家というふうここに記載されてますので、鳥類の専門家なのだというふうには思いますけれども、そういった方々の意見をですね私はやっぱり尊重しながら、この状況を注視していきたいなというふう考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 確かに大規模開発、これは住民の合意、これを得た上で進めるってことが大事でありまして、沼田の風力発電7基ってというのは、稼働したのが2019年ですので、まあ今のように人々の意識が風力発電にこう向かう少し前からくらいから計画が立てられて、気がついたらもう7基ああいうふうに立ってたわけですね。まあ町長は何も調査してはいないわけではなくて、その専門家たちがやってるから、この調査の推移を見守りたいという話でしたけども、私たちもこの調査報告書を見て、で、1年目は突出してバードストライク多かったわけですよ。で、2年目になるとかなり減ってるんですが、これは事業者が言うように鳥が風車に慣れたのではなくて、この周辺のその捕食動物、これはまあ衝突した鳥を捕食してその残骸が残ったり、あとは全くなくなってしまったりとか、そういう影響ではないかと見ております。専門家ではありませんが、私たちの考える会の会員の中にも鳥の専門家と言ってもいいくらい詳しい人もいますので、その辺については本当に大学の先生とも遜色がないほどだとは思っております。

ですから、なぜその、まあ前の森田町長もそうでしたけども、事業者との接触をしたがらないっていうんですかね、住民、まあ私たち議員も住民の代表ですよ。住民がこういうふうに思っている、こういう声を聞いているということをたびたび議会で訴えてきましたけども、なぜか事業者任せにする。事業者の結果を信じる。で、自らは動こうとしない。町長も町民の代表ですよ。やっぱりおらほの町長は頼れるなって言われるような町長に私はなっていたきたい、是非。と思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっとその接触したとらないということは私全くなくてですね、必要であれば当然話をするといった立場に私もあると思っております。その森田前町長の話は私よく承知しておりませんが、いずれ必要であると私が判断した場合は、そこはしっかりと相手側と話をするといったところは必要かなと思っておりますけども、まあ繰り返しになりますが、現時点においては町としてはまだその状況を注視していきたいといった立場に変わりはありませんので、そこはご理解いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まあ必要であれば事業者との交渉にも臨むというふうに私は理解しましたので、9月7日に考える会の方から町長の方にまた要請が出ておりますので、真摯に対応していただきたいと思います。

では最後ですけれども、まあ白神ウインドの風車がこれからどんどん建っていくわけですよ。海岸沿いにも陸地の内陸の方にも。そうしますと、ますますそのバードストライクでやられる、まあ被害に遭う鳥とか、騒音や低周波音の被害を受ける方が出てくるかもしれない。累積的な影響が積もっていくわけです。ですから、そののんきに構えてる場合じゃないと思うんです。状況はますますその悪化していくと思います。そうなる前に手を打っていただきたいので、まあ特にバードストライクですね、この問題を軽視せずに早めに動いていただきたいと思います。その点をお願いしたいんですけど、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私、決してのんきに構えているつもりは一切ございませんけれども、いずれこれに関しては、やはり事業者側が主だって調査するっていうのが基本だというふうに思っております。まあそういったところで、八峰風力発電も含めて、まずはその事業者側の調査状況、こういったところをしっかりと注視していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございますか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） いや、もう3年調査して結果が出てるんですよ。だからこれから調査を続けても多分同じような結果になると思いますし、これ、3年目の調査ですね、1週間に1回、2カ月間だけですけれど、1週間に1回調査してるわけです。ですから調査頻度を増やせば増やすほど、こういう被害の事例が多く出てくると考えられます。ですので、まあのんきではないとおっしゃいますけれども、十分私に言わせればのんきです。これ以上の被害増えないように手を打っていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで3番議員の一般質問を終了します。

休憩します。2時より再開いたします。少し長めに。

午後 1時52分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 最後の登壇者となり、いささか緊張しております。午前中からの傍聴者の方、大変ありがとうございます。今しばらくお付き合い願いたいと思います。

議席番号4番の芦崎です。通告に従いまして、私からは2点ほど質問させていただきます。

最初に、7月の豪雨災害者、要するに被害者ですね、手厚い支援をできないか。

7月の豪雨は、八峰町にとりまして今まで経験したことの無い大変な被害を受けました。先日、全員協議会での説明にもありましたが、農地関係でも103か所と、それぞれそれ以外の水路、河川、道路、いろいろございますが、この農地の103か所と莫大な被害であります。30haの面積の中で収穫のできない田畑の作物もたくさん出ます。個人や法人の農業者にあっては、今、非常に落胆的になっていると思いますが、今後気力、やる気を失うことのないように手厚い支援をできないのか、お尋ねいたします。

次に、床下、床上浸水の被害者に対しての支援はされたのか。

自分もその後、何軒か訪問しました。そしたら、まあ特に一人暮らしの女性が圧力の弱いホースです。作業場の床下浸水の泥の掃除をしていました。あまり長くいると失礼だなと思って、帰り際に「大変ですけど頑張ってくださいね」と、まあそういう声をかけてきました。本当に大変な現場を見てきました。これは、掃除が終わってもですね、いろいろ今後、消毒等々、いろいろとそれなりの費用と労力が必要と思われまますので、何らかの手当、支援をするべきと考えるが、町長の考えをお尋ねいたします。

以上2点であります。よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの4番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 芦崎議員のご質問にお答えいたします。

このたびの大雨では、町民の多くが経験したことの無い豪雨災害となり、幸いにも人的被害がなかったものの、町道や河川、農地や農業用施設等において甚大な被害があったところでもあります。

特に農業関係被害は深刻で、水田への土砂流入や農道の損壊に加え、用水路の決壊等により出穂期に水が提供できなかったほか、大雨後はほとんど降雨が確認されず高温が

続いたため、水田の干ばつ被害も報告されております。

このため町では、豪雨災害による復旧事業を早期に進めるとともに、被害を受けた認定農業者等が翌年の経営に必要な運転資金の融資について、その利息分を県と町が負担する事業を行っていくほか、県において次期作の種子購入費用の一部を支援すると聞いていることから、今後、町としても同様の支援を検討してまいりたいと考えております。

また、被害が甚大だったこともあり、被災した農家の中には離農を考えている農家もいると聞いておりますが、本町において農業は大事な基幹産業であることに加え、農業の発展が地域活力の向上や成長に繋がることから、更なる支援について、国や県、JA等の関係機関と協議しながら検討を進めてまいります。

次に、浸水被害者への支援についてであります。

このたびの豪雨被害では、床上浸水3世帯、床下浸水20世帯、合わせて23世帯において浸水被害があったことは、議員ご承知のとおりであります。

このうち、床上浸水の被害に遭われた世帯に対し、県からは災害見舞金として20万円が給付されたほか、町からは、見舞金給付要綱に基づき5万円の見舞金を給付するとともに、浸水被害のあった希望者に対し、消毒液の配布を行っております。

また、今般の大雨被害が甚大であったことを踏まえ、罹災証明の手数料を無料としたほか、床上浸水の3世帯に対しましては、町税条例の減免規定により固定資産税の一部を減免しております。

さらに、町社会福祉協議会においては、災害ボランティアセンターを設置しており、横内地区の住民からの支援要請を受け、3名のボランティアが「泥のかき出し」や「清掃・片付け」などの復旧作業を行ったところであります。

今後は、全国的にも豪雨災害が激甚化、頻発化していることを踏まえ、町では、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア活動の周知に努めていくほか、他の自治体の支援状況等を参考にしながら、新たな支援策についても研究してまいります。

○議長（皆川鉄也君） 4番議員、ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 最初に1点目の再質問であります。私の記憶ですと、土石流の上がった地所に対しまして、まあ対象が10cm以上、対象にならないのが10cm以下というふうな記憶しておるわけですが、まずこれに間違いはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの芦崎議員のご質問にお答えいたします。

芦崎議員のとおり、10 c m以上がまず国の災害にのっていける基準となっております。以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 今、そうしますと、まあ例えば、まあまあ分かりやすく言って10 c m以上の土地の上がった方の面積が少しで、10 c m以下の上がった土地の人がかなりその何倍もあると。そうした場合に、対象が10 c mで、対象にならないのが10 c m以下となった場合に、やはりそれでもですね農家はやはり農業続けたいと、やりたいと。だけど対象にならない。ならないけど自力で何とかやってみよう。その自力でやった場合も当然対象にならないということ聞かれています。そうすると、まあ我慢のできる、待ってる、二、三年待てる方だったらまあいいと思いますが、やはり農業やりたい方は2年も3年はやっぱり待ってないと思いますよ。そうした場合に、やはりその対象にならない土地であってもですね、自分でやろうと、復旧工事をやろうという方にもですね、何らかの形でこう手を差し伸べることができないか。まあ例えばですね、これ案ですが、例えば河川や大きな水路、道路、これはもう基本的にルールがあるから個人的には手をつけられないと思いますが、個人の地所でいくらでも手のつけれるところもあるかと思います。私もこの災害の現場を全て見たわけでないから定かではありませんが、そういう含みも入れますとですね、やはり自分で、むしろ自分で工事をやろうとした人こそ、そういう人こそですね何らかの手当てをやったら、町でその分手間が省けるような、そういうまあ考えもあるわけですが、あくまでも対象になるものばかりをね町民にのせるのでなくて、やはり対象にならないそういうところにね、そういう農家も多いんですよ。ですから、そういうところへもちょっと考えを入れてほしいなと思いますので、その辺ちょっとこう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） ただいまの芦崎議員のご質問にお答えいたします。

町の方では8月15日に被災した農家さんを対象に説明会を昼2回、夜に1回、役場の方でも開催しております。その時の説明といたしまして、災害にのれない部分につきましては、町の農業・農村の町単事業ありますので、そちらの方をご活用くださいという説明をしております。で、そちらにつきましては、今回災害対応ということで町が65%もちます。ただ、農家さんは35%負担ありますが、それでしたら地元の業者さんから見積もりをいただいて早期に復旧ができますので、そちらを活用くださいということで説

明した経緯がございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 4番議員、ほかに質問ありますか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 今、よく聞き取れなかったんですが、10cm以下でも手を差し伸べれるというふうなことをおっしゃったんですか。ですか。ああ、はい。非常にありがたいです。

私はそこを言いたいんです。やはりね大きい農家ばかりが農家でないんですよ。やはり小さい農家、まあ小さい農家ってば失礼ですけど、あまり面積大きくななくてもそういう農家がいっぱいあって八峰町のこの農業、景観を守ってるんですから、大きい農家ばかりでなく、その小さい中農家でもね、そういうところにも、町長聞こえてますか、そういうところにも力を入れてほしいんです。やはりね、小さいものはやっぱりほったらかしておく駄目ですよ。やはりいくら小さくてもやる気のある農業者にはですね、いろんなまあルールにはまらなくても、いろいろなやり方があろうと思いますので、今、大変自分の言いたいことがズバツとこう正確な答弁をもらったので、これ以上、1問目終わりたいと思います。

○農林振興課長（堀内和人君） すいません議長、ちょっと追加で一言よろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） はい。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 申し訳ありません。

先ほどの町単の事業でありますけど、一応町の補助といたしましては100万円が上限となっておりますので、付け加えさせてください。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） 大変ありがたいです。

議長、2問目に移りたいと思います。

先ほど町長からの答弁で、何か私の聞き違いか分かりませんが、床上のこと、床上の答弁だけを聞こえたようですが、床下はなかったでしょうか。例えば床上は先ほど200万円、町から5万円、3世帯あったと聞いてましたが、床下にはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 芦崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

町長話しましたとおり、床上に関しましては3世帯でございました。で、床下の浸水

がありました世帯に関しましては、見舞金等の支給の方はございませんでした。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） まあいろいろ答弁いただいておりますが、災害を起きてすぐですね、まあある方から、「芦崎さん、このようになってからも町から、役場から何にも何の連絡もないけど、どうなってるんですか」というふうなある方から電話いただいたんですが、「いや、そんなことはないと思うけど」と答弁したわけですが、そしたら、いや、まあ合併する前か分からないけど、「いやあ、前はそうでなかったよ」と、すぐ役場から連絡入ってね」とあったわけですが、先般も社協の方にですね、一人暮らし世帯の見守り事業ですか、その委託料として令和4年度483万4,000円か、480万円ぐらい委託料執行しておりますよね。それは、例えば今の床下、床上の関係で、いや、こうなってるから町の自治会長宛てにですね、町の方からでも、困ってるから避難場所とか準備できれば、もしできなければ町の方で準備するとか、こう避難してくださいとか、そういう指示的なことは委託、社協に委託しておるからそういうことは町ではしないことになってるのか。それとも社協とこう連絡を取り合って、各自治会に避難してくださいとか、避難の必要あるとか、そういう、まあ要望でないね、そういう指示ですかっていうのはされたのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 芦崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、芦崎議員のおっしゃいました、まず横内地区の方についての避難指示等についてでございますが、横内地区のみに出しておったものではございません。時系列にいきますと、7月15日の7時10分に高齢者等避難を発令しまして、それに伴いまして防災無線で高齢者避難指示の放送をしております。その後、水位の方が上がりましたので、7時30分に、こちら全町に避難指示、もう避難してくださいというふうなことで避難指示の方を、こちら通常であればあり得ないことなんです、サイレンを鳴らした後に避難指示の方を発令しております。で、避難指示する前に、ちょっと遡りますけれども、15日の7時から避難所の方をファガスと峰栄館を開設しますと、そちらのものも防災無線で流しておりましたので、一応段取りを追って皆様にお知らせしておったような形はとっておりました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） その通達は各自治会の無線は別にして、無線別にして、個人的な各自治会、まあ危険そうなところの自治会長宛てにこう連絡はされてますか。無線別ですよ。例えば、危ないから、もう時間的に危ないから避難させるようにしてくださいとかいうそういう指示出されたのか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 芦崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちら防災無線で放送するという事は、もう緊急事態でございます。各自治会長の方にご連絡というのは、実際にはできておりません。もう住民皆様に緊急的に避難してくださいというふうなことで、防災無線のみのご連絡というふうな形でありました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。4番芦崎達美君。

○4番（芦崎達美君） まあこのたびの水害は、本当に誰にとってもですね本当に、八峰町にとりましては本当に経験のない大きな被害でありましたので、役場職員の、町長はじめ役場職員の方々もですね、本当にいろいろ戸惑うこともあるだろうと思いますが、まあ一度あることは二度あるということで、また来ないとも限りませんので、いろいろなマニュアル的なものを作成してはおるだろうと思いますが、念には念を入れてですね、今後またいろいろな面で頑張ってくださいいただければありがたいと思います。

最後に一言ですね、まあ町長さんには、まあいろいろ町の言いたくないけど不祥事的なことも若干起きました。よって、今回ですね、これ町長の腕の見せ所ですよ。こういう時こそ、ああ、堀内町長さんよくやっていただいたという手腕、ひとつ頑張っていたいただければ、また男ぶりも一枚上がるのかなと思います。最終的に町長の今の水害に対しての思い、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれにいたしましても、今回の大雨、まず町民の誰もが経験したことの無い大変な被害となっております。まあ議員からは農地の質問でございましたけれども、農地だけでなく、道路、河川、いろいろなインフラがですね相当ずたずたにやられている状況でございますので、まずはこうしたことをしっかりと復旧に向けて取

り組んでいきたいなというふうに思っております。

加えまして、ソフト対策としてハザードマップをもっともっと活用してですね、自治会レベル、あるいは婦人会レベル、そういったところに対してですね、こちらから出向いて、その避難のあり方、そういったところを説明しながらですね、よりこの災害に強い八峰町のまちづくりを進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。
- 4番（芦崎達美君） ありません。ありがとうございました。
- 議長（皆川鉄也君） これで4番議員の一般質問を終了します。

これで本日の……8番見上政子さん。

- 8番（見上政子さん） 議長、ちょっと発言させてください。

8番見上政子です。私の一般質問の中で、ちょっと誤りがありましたので訂正させていただきます。

峰浜土地改良区7,000haと言いましたけれども、700haと私は土地改良区の人と工事現場の人から聞きました。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

- 議長（皆川鉄也君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、15日午前10時より開会し、議案審議等を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でございました。

午後 2時22分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 11番 山本優人

同署名議員 1番 笠原吉範

同署名議員 2番 伊藤一八

令和5年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和5年9月15日（金曜日）

議事日程第3号

令和5年9月15日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 議案第64号 令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第65号 令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第66号 令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第67号 令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第68号 令和4年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第69号 令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第70号 令和4年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第71号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計決算認定及び剰余金の処分について
- 第11 議案第72号 令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 追加日程第1 議案第73号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 発議第7号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
- 第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第13 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範

2番 伊藤一八

3番 奈良聡子

4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀内満也	副町長	田村 正
教 育 長	鈴木洋一	総務課長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	学校教育課長	山内 章
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	堀内和人
建設課長	浅田善孝	農業委員会事務局長	内山直光
生涯学習課長	今井利宏	あきた白神体験センター所長	菊地俊平
防災まちづくり室長	工藤善美		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんは、朝早くからどうもご苦勞様でございます。よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第73号、議案第74号、発議第7号の追加議案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営会委員長より報告願います。水

本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第73号、議案第74号、発議第7号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、議案第73号、議案第74号、発議第7号を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号、議案第74号、発議第7号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月4日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第3、議案第64号、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第72号、令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第43条及び第44条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより令和4年度八峰町一般会計・各特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算の審査結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

菊地決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月4日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和4年度八峰町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算認定等に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第64号、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第65号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定については賛成多数で、議案第69号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、令和4年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計決算認定及び剰余金の処分について、議案第72号、令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定については全員賛成で、それぞれ認定、可決するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和4年度決算に関する付帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第3、議案第64号、令和4年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般会計に反対をいたします。

町民税関係の滞納は、5年以上不納欠損で処理されたことは、滞納者の負担が軽くなり、評価しますが、滞納額が増えています。町民税減免申請の規則には、同一家族全員の同意書を求める金融機関調べがあります。全県ほとんど近隣市町村でもそのような規則、要綱はありません。滞納額を早めに処理して負担を軽くするとともに、プライバシー保護のためにも町長判断で改正することが必要です。

少子化対策は、少子高齢化は深刻な問題です。誕生祝金は10人支払われています。町の存続に関わります。町のわずかな予算投入で安心して子育てができます。その一つが入園希望の多い3歳未満児の保育料が大変高いことから、半額、国負担になりました。20世帯に165万8,156円補助されていますけれども、保育料を全面的に無料にする必要があります。保育園の完全給食は、未満児が完全給食になっていますので、3歳以上児に追加して炊き立てのおいしいご飯を提供するのに70万円もあればできるのではないかと私は試算してみました。

国保税は協会けんぽと違って、子どもの人数や家族が増えるごとに値上がりを行います。国は未就学児の均等割を半額にして、今回2万8,400円が出てますけれども、これは大変助かります。国保加入の児童、高校生にまで広げて均等割をなくすることで、子育て中の自営業者や社保に入らない勤労世帯に国保税負担が軽減されます。これは、子育て支援として一般会計から出すべきです。

学校給食費は半額補助してますが、あと750万円投入すれば児童生徒全員が無償化実現できます。今、全国で491自治体が無料になってます。秋田県でも、秋田市、男鹿市をはじめ、南秋田郡4町村が実施しています。

高齢者一人暮らしが増えています。異常気象から、高温対策としてエアコンのない世帯にプレミアム券などを使った対策が必要ではないでしょうか。プレミアム券の有効活用と高齢対策がありません。

高齢者が使用するデマンド有償運送は、マイナンバーのあるなしにかかわらず、区間300円にして差別をつけている、このことに反対いたします。

子育て支援と高齢者対策を求めて反対です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数ですので、したがって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第65号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国保税特別会計に反対をいたします。

国保税は、出産するごとに均等割の負担が増えて値上がりします。子どもの均等割には、後期高齢支援や介護保険の支援分まで加算されています。未就学児はこれらの問題が多いことから、ようやく国負担で半額になりました。しかし、出産できるため、出産を多くしてもらうためにも、子どもの均等割なくすることがこれは大切なことです。せ

めて、均等割1万円を高校生まで行ってますけれども、これを減額するべきだと思います。国保税、協会けんぽ並みの保険が必要です。

資格証明書12世帯16人、短期保険証4人で23世帯あります。資格証明書をなくして、短期証明書の世帯には家庭の事情に合わせた支払い計画を提出してもらい、目の前に迫る資格証明書の心配を払拭していく必要があります。誰でも安心して医療を受ける権利を保障して、重篤化しないうちに医療を受けることは、国保会計の医療給付費を増やさないと繋がります。

以上の対策を求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第66号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険特別勘定に反対をいたします。

普通徴収は284人います。月1万5,000円未満の年金で、口座から引き落としできない方々です。未納は約1割です。施設入所は、特養で介護3以上でないと入れません。すぐ入れるわけではありません。ほとんどの人はショートステイやデイサービスなど、高額なお金を出してから、利用料を出してから、家族の負担でようやく入れる、こういう状態に今なっているのではないのでしょうか。特養に入っても7万から8万です。ユニット式で、老人保健施設は10万円以上、地域型密着も同じです。有料老人ホームは20万円が普通であります。80くらいから年金をもらってる人で、学校を卒業して地元で働いて、最低賃金で払って、大体年金は8万くらいではないのでしょうか。自分の年金で賄えない介護施設の利用料は、国も市町村も現実的な支援がないと老後は不安で暮らしていきません。

こういう対策を求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第67号、令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療保険に反対をいたします。

保険料は全員が支払うことになっています。無年金者や年金1万5,000円未満の方からも引かれなければなりません。口座から天引きできません。こういう人たちは納付書で払ってます。収納率は99%ですけれども、滞納繰越の収納率は60.38%、督促料が84件、延滞金が前の前年のおよそ倍になっています。制度には国保と同じ資格証明書、短期保険証があります。しかし、国保のような医療費一部負担減免制度、入院しても何の補助もありません。現実的には、入院医療費のほかに食事代や、重篤で個室に入る場合もあります。とてもじゃないが、お金が払えません。

低年金の人でも等しく安心して医療を受けられる制度になっていないことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第68号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 沢目財産区特別会計に反対いたします。

風力発電が現在、財産区に7か所、10基立っています。八峰風力発電7基については、近くの田んぼで農作業に行くと頭が痛くなる人や、住宅の近くに住んでいる人は、家にいる時は横になってないと具合が悪いと言われていています。これは北羽新聞でも取材で記事に載りました。

今後、白神ウインド合同会社、沢目地区4基、そして水沢地区4基に建設中で工事が行われています。ゴルフ場海側には、ポンポコ山の風力発電に並列して2基建ちます。そして、埴川川を挟んでもう1基建ちます。これはカッチキ台の住宅の方に近くなってしまいます。ゴルフ場関係者や老人施設で今後影響が心配されます。

沢目地区の4基は、農作業中に旋回することで影響が出ないか。住宅地は三ツ森が600km範囲に入ってます。送電線埋設は、広域農道に地下近く埋められる工事が今行われて、もう終わりました。その間の田んぼでの作業に、高電磁波が流れて埋設されますけども、これが流れていきます。

風力発電稼働期間は20年間、使用料が入りますけれども、財産区以外の住民にも影響が懸念されます。今後の8基は、今までにない一番大きいものです。バードストライクや風、気温変化にも今後調査して検証しなければなりません。そのような機関が一切ありません。洋上では、能代、八峰、1.5km、4km以内に75基建設計画があります。風力の峰浜で名前が出てしまいますが、それでいいのかと考えてしまいます。

こういうことから、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私も反対討論をいたします。

沢目財産区特別会計決算に反対いたします。

土地貸付収入1,126万2,386円のうち、約7割に相当する771万9,316円が風力発電関係の貸付収入であり、風力発電への依存率が極めて高いと言えます。

風力発電は、化石燃料を使わず、風を資源として発電する二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであるので、地球温暖化防止に寄与するという触れ込みで国策として推進されています。しかし、実際は低周波による健康被害、景観破壊、山林や保安林の

伐採、バードストライク及びバットストライク等、様々な問題をはらんでおり、国連のグテーレス総長が今夏の記録的猛暑をもって「地球沸騰の時代が到来した」と発言しましたが、気候変動対策として風力発電を推進することが本当に有効なのか。一体あとどれくらいの風車を建てれば、地球温暖化防止効果を実感できるのか。甚だ疑問であります。脱炭素を旗印に、山林や保安林を切り開き、美しい景観を破壊し、鳥たちの命を脅かし、エコでクリーンとはほど遠い実態が明らかになってきています。

我々国民は、いや応なしに再エネ賦課金を払わせられています。風力発電の恩恵を感じることはほとんどありません。本来であれば、国策として進める大規模開発事業を行うに当たっては、事業が地域全体に与える影響や自然環境への負荷、事業の正当性など、総合的な観点に基づいて、地域住民の合意のもと、実施されるべきですが、財産区の場合、地権者である財産区が良しとすれば、事業者と借地契約が交わされ、いつの間にか事業が進んでしまいます。財産区の管理者は町長であるにもかかわらず、そこで計画されている事業については傍観するしかできないのでしょうか。大規模開発事業をめぐる土地契約がひとり財産区の判断で可能になるという今のあり方を見直すべきだと思います。

以上の理由から、この決算について反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第8、議案第69号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第70号、令和4年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第71号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計決算認定及び剰余金の処分について、日程第11、議案第72号、令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第69号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第72号、令和4年度八峰町下水道事業会計決算認定については、一括議題とすることに決定いたしました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号から議案第72号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号から議案第72号は原案のとおり認定されました。

すみません。訂正いたします。

原案のとおり認定、可決することに決定いたしました。このように変更いたします。

以上、令和4年度決算等に関わる議案については全て認定されました。

追加日程第1、議案第73号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第73号についてご説明いたします。

議案第73号、工事請負契約の締結について。

令和5年9月11日に指名競争入札に付した、旧八森小学校解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的 旧八森小学校解体工事

契約金額 6,974万円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121

三商物産株式会社

代表取締役 鈴木 恵子

支出項目 令和5年度一般会計

2 款 総務費

1 項 総務管理費

5 目 財産管理費

令和 5 年 9 月 15 日 提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。

なお、別に入札調べを提出しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 73 号について質疑を行います。質疑ありませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 入札調を今、拝見しております。6 業者に指名入札をしておりますが、5 業者は辞退しております。応じたのは 1 社だけ。これでは入札にならない、そう思います。もう少しですね範囲を広げて、こうなら町外の業者も含めてですね、やはり 3 社以上の入札でなければ、私は入札ではないと思います。まあ確かに、この豪雨被害で人手も足りないということもあって、こういう 5 業者が入札を辞退したというのも分かりますが、これではですね、私は本当の入札と意味がないというふうに思います。これからも町長、もう少し範囲を広げて、もっと業者がいるんですから、再度入札するというようなこと、辞退する業者が多くなれば、やはり再度別な業者を参加を募ってですね入札していくという考えはありませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 9 番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

この結果のとおりですね、6 社を町としては指名しているところでございます。結果としては 1 社しか札は入れなかったというところでございますけれども、まあ私の思いとしては、その指名数が足りなければそういったところも必要かなと思いますけれども、今回 6 社を指名して入札を行ったところでございます。たまたま結果としては 1 社入札となってございますけれども、町としましてはですね、やはり町内業者に頑張ってもらいたいという非常な思いもありますので、そういったところを踏まえて今回はご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第74号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、工事請負契約の締結について。

令和5年8月29日に指名競争入札に付した、欄干橋橋梁補修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 欄干橋橋梁補修工事
2. 契約金額 5,500万円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜基字豊後長根141-1
株式会社嶋田建設
代表取締役 太田 治彦
4. 支出項目 令和5年度一般会計
8款 土木費
2項 道路橋梁費
3目 橋梁維持費

令和5年9月15日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

今回補修工事を行う欄干橋は、町道畑谷強坂線に仮設されている延長16.52mの橋梁で、昭和46年供用開始と既に50年以上経過しております。その間、表面のコンクリート舗装の部分補修等、維持管理に努めてきましたが、令和2年度に実施した橋梁長寿命化修繕計画策定業務で橋の一部に腐食や剥離、鉄筋露出が確認されたことから、橋梁の長寿命化を図るため、今回補修工事を実施するものです。

工事箇所や概要等については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考願います。

なお、工期は、契約の翌日から令和6年3月15日としております。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、発議第7号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略します。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前 10 時 40 分 閉 会

